

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200010
特例要望事項	土地開発公社の保有している先買い制度に係る先行取得用地の用途制限の緩和
意見提出者名	群馬県
意見の要点	<p>a. 商業団地用地への拡大について 都市計画法上の都市施設として都計法第8条第1項第13号で流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務団地が認められているところであるが、これが都市施設として認められている趣旨から、流通法に拠らない卸売商業団地も先買いにより取得した土地の用途として認められるのではないかと考えられる。</p> <p>また、小売業が新たな活路を見出すための一手段としてたらえた場合、中心市街地活性化法による商業団地事業等も公共性の高い事業と言えるのではないかと考えられる。</p> <p>b. 工業団地用地への拡大について 公有地の拡大の推進に関する法律第17条において、公社が行うことができる事業として工業団地の造成事業が認められていることから、工業団地は「公共性の高い事業の用に供する土地」と考えられる。</p> <p>c. 譲渡所得の特別控除 先買い制度により取得された土地の用途範囲として、商・工業用地を加えれば、税法上の問題はない。</p>
意見に対する回答	<p>a. 商業団地用地への拡大について 公有地の拡大の推進に関する法律では、民間の土地取引に優先して土地を買取ることができる制度が定められている(先買い制度)とともに、先買い制度により取得された土地の譲渡所得に対し1500万円の特別控除が認められているところである。</p> <p>このような民間の取引の抑制や税の特例を含む先買い制度により取得された土地の用途については、極めて公共性の高い事業に限定する必要があることから、収用権が付与される都市施設及び収用適格事業並びにこれらに準ずる事業に限定されているところである。</p> <p>ご意見にある中心市街地活性化法による商業用地については、このような極めて高い公共性はないと判断される。</p> <p>b. 工業団地用地への拡大について 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の事業のことを指摘されていると思われるが、当該事業は、土地開発公社が自らの負担と責任において計画し、実施するものである。よって、先買い制度によって取得された土地とは全く異なる整理がなされているものであり、これを同列に扱うことは極めて不適切である。</p> <p>c. 譲渡所得の特別控除 先買いに係る譲渡所得の特別控除は、公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項各号の事業に、当該控除の対象とすることが適当であると認められるに足りる高い公共性が存している為、認められているところである。</p> <p>よって、同法第9条第1項各号の用途範囲を商・工業施設用地にま</p>

	で拡大した場合、当該用途につき、当該控除の対象とすることが適当であると認められるに足りる高い公共性が存しているかについて、財務省の判断を仰ぐ必要がある。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200050
特例要望事項	公共施設の管理者の同意等の拡大
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>提案の趣旨は、既存法令の各種地域指定や景観条例など様々な手法を使い個別の法で重層的に指定された結果、その地域の目指すべき将来像が明確にされにくく、住民にも理解され難いものとなっており、ポテンシャルを活かしきった保全誘導ができないため、その様な地域を行政が限定的に選択し、当該地域の各種個別法による枠組みに替えて、地域に最も適合した総合的な条例を定め、規制・誘導等を行ない、県の大きな観光資源として育て、活性化を図ろうとするものである。また、開発行為の部分に関しても、総合的な条例に基づき、手続を一元化し、方針に沿った開発は、従来の煩雑な手続を経ることなく、時間と労力等、負担軽減を図ろうとするものである。</p> <p>都市計画法第32条及び第33条の規定について、公共施設の範囲が限定されていることや技術基準を条例により強化・緩和できる範囲も全国一律に限定されているため、地域の個性あるまちづくりを実現するために市町村において開発指導要綱による行政指導や独自のまちづくり条例による基準や別手続を要する等、結果として住民にわかりにくく、手続き上過大な負担が生じている。</p>
意見に対する回答	<p>ご提案の趣旨は、一定の宅地水準の確保を求める開発許可の制度に、地域住民とのトラブルを回避する等のため、貴県が行政指導等によって行っている手続を加えることと理解されるが、指導要綱による行政指導は、民間事業者に過度の負担とならないよう、規制改革や経済対策についての数次の閣議決定等においても、その行き過ぎの是正が求められているものであり、ご提案の新たに開発事業者が同意等を求める者を追加することは開発事業者の何らかの負担増につながりかねないものと考えられ、適切ではないものと考えられる。また、要綱による行政指導や独自条例による別手続を要する結果住民にわかりにくいとのことであるが、貴県において必要な行政指導について、民間事業者に要請する手続を要綱において詳細に示し、公開、周知措置を積極的に図られれば解決するものと考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200070
特例要望事項	開発許可行為に係る駐車場の設置、建物解体義務の緩和
意見提出者名	株式会社フジタ 環境事業創造本部首都圏住宅事業部
意見の要点	<p>廃道が開発行為にかかることによって各自治体により独自の様々な規制がかかることとなるが、各自治体に規制の色々何々の規制の撤廃を求めるのは現実的ではないため、廃道を開発許可の対象から除外し建築基準法で扱うことを提案している。</p> <p>周辺にさしたる影響を及ぼさない廃道に関して、各自治体が無用な規制をし、許可に長時間を要する開発行為から除外することに問題があるかどうかご検討いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>開発許可では、良好な市街地の形成を図るべく、宅地の一定の水準を確保するため道路、公園等の空地、排水施設、給水施設、擁壁の設置等が適切になされるものを判断することとしているが、建築物の建築を主たる目的として土地の区画形質を変更するに際し、従前存在していた道路を廃止するような場合であっても、当該区域の面積が一定規模未満のものは開発許可を要しないこととされている。</p> <p>各自治体により独自の様々な規制がかかることから、廃道を伴う開発行為を開発許可の対象から除外し建築基準法で扱うこととしてはとのことについては、各自治体の条例、要綱等に基づく種々の行政指導が開発許可申請を一つの契機になされているので開発許可対象から除外することと理解されるが、自治体の様々な行政指導は、あくまで事業者等の任意の協力を要請するものに過ぎず、その協力要請事項は開発許可の要件ではない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200080
特例要望事項	開発許可の緩和
意見提出者名	菊陽町
意見の要点	<p>現行法上は、県の条例での運用も可能であるが上位法である都市計画法自体が、市街化調整区域における開発を規制するものであるため、その運用で緩和することが困難な状況にある。</p> <p>半導体企業の立地に関しては、税制上の優遇措置を始めとした海外諸国との競争下にあるのが実情であるが、進出時に伴う経費増や立地に伴う各種法令による規制など、国として発展の遅い分野である。</p> <p>今回の特区制度は、地域の特性に応じた規制の特例を導入して、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域経済を活性化しようとするもので、特に市街化調整区域における開発行為の運用については、根本的には条例ではなく、法律上で行うべきものと考えられる。</p>
意見に対する回答	<p>地域づくりは地域が主体となって行われていくことが適当であると考えられ、市街化調整区域の開発許可に関しても、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と知事等の地域の実情を熟知している許可権者が認める開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可できることとされており、地域の実情に応じた制度運用が可能となるようにされているので、条例制定等必要な措置について熊本県と提案町において相談されたい。また、地方自治法第252条の17の2により、県条例で定めるところにより知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理することができることとされており、平成14年4月段階で本条項により政令指定都市、中核市、特例市以外に全国で約130の市・特別区に開発許可の全部の権限が移譲されているところであるので、貴町への開発許可権限の移譲についても、熊本県と相談されたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200080
特例要望事項	開発許可の緩和
意見提出者名	登別市
意見の要点	<p>都市計画法の目的は、都市の秩序ある発展と産業の発展を図るのが主体であるから、画一的な枠をはめた規制を図るのではなく、各自治体の地域特性に応じてその発展を図るためのものでなければならず、特区制度は、全国一律で規制改革するにはリスクが大きすぎるものに対して、全国に拡大すべきか否かを判断するための実証データを得る側面を持っており、都道府県に開発許可の権限があるから現行で対応可能というのではなく、権限を市町村に移譲するための実証データを得る観点で検討願いたい。</p> <p>都道府県との協議を行いながら実現を図るという法の趣旨は理解できるが、この場合、都道府県との意見調整に時間を要し市町村の計画が遅延したり、計画自体の変更を余儀なくされることもあることから、都市計画法に関しては、まだまだ基礎自治体に移譲してもらいたい規制もあるが、本特区制度の趣旨からもでき得る限り市町村に権限を委譲する方向で検討していただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>いわゆる地方分権一括法により、従来、人口が10万人以上の市に限り権限の移譲を認めていた都市計画法の条項を削除するとともに、開発許可制度運用指針において、地方自治法に基づく事務処理市町村制度の活用を示しているところであり、平成14年4月段階で地方自治法の当該制度により政令指定都市、中核市、特例市以外に全国で約130の市・特別区に開発許可の全部の権限が移譲されているので、北海道と貴市でご相談されたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200090
特例要望事項	都市計画法の開発許可の基準に関する制限の緩和
意見提出者名	神戸市
意見の要点	都市計画法施行令第29条の2第2項では、第2号が道路の幅員に関する緩和の対象を既に市街化を形成している区域内で行われる開発行為に限定しており、また、公園等についても第3号が対象を地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に限定しているため、本市提案の市街化調整区域の農業・農村地域は、道路については緩和の対象外となり、公園等については地域の現状には適合しないと思われるので、再検討をお願いしたい。
意見に対する回答	開発区域内の道路については、都市計画法施行令第25条第2号ただし書で、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様に照らして、これによることが著しく困難と認められ場合には、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路が配置されていればよいこととされており、公園等については、同条第6号ただし書により周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合には、必ずしも設置が必要でないこととされているので、開発許可権限を有する貴市において、個々の実情に応じた適切な判断をなされたい。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200090
特例要望事項	都市計画法の開発許可の基準に関する制限緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>提案の趣旨は、既存法令の各種地域指定や景観条例など様々な手法を使い個別の法で重層的に指定された結果、その地域の目指すべき将来像が明確にされにくく、住民にも理解され難いものとなっており、ポテンシャルを活かしきった保全誘導ができないため、その様な地域を行政が限定的に選択し、当該地域の各種個別法による枠組みに替えて、地域に最も適合した総合的な条例を定め、規制・誘導等を行ない、県の大きな観光資源として育て、活性化を図ろうとするものである。また、開発行為の部分に関しても、総合的な条例に基づき、手続を一元化し、方針に沿った開発は、従来の煩雑な手続を経ることなく、時間と労力等、負担軽減を図ろうとするものである。</p> <p>都市計画法第32条及び第33条の規定について、公共施設の範囲が限定されていることや技術基準を条例により強化・緩和できる範囲も全国一律に限定されているため、地域の個性あるまちづくりを実現するために市町村において開発指導要綱による行政指導や独自のまちづくり条例による基準や別手続を要する等、結果として住民にわかりにくく、手続き上過大な負担が生じている。</p>
意見に対する回答	<p>ご提案の趣旨は、一定の宅地水準の確保を求める開発許可の基準に、貴県が行政指導等によって求めている基準を加えることと理解されるが、指導要綱による行政指導は、民間事業者に過度の負担とならないよう、規制改革や経済対策についての数次の閣議決定等においても、その行き過ぎの是正が求められているものであり、ご提案のように都市計画法上定められた範囲を超えて技術基準を変更することは適切ではないものと考えられる。また、個別の法で重層的に指定された結果その地域の目指すべき将来像が明確にされにくく住民に理解され難いとのことであるが、貴県において、特別に振興したい地域の将来像を住民・事業者等にも分かりやすくなるよう、具体的に貴県の計画、整備方針等で示し、その実現のために必要となる諸法の許認可手続についても詳細かつ具体的に示されれば、重層的に個々の法で指定した効果が適切に現れるものと考えられ、要綱による行政指導や独自条例による基準や別手続を要する結果住民にわかりにくいとのことであるが、必要な行政指導について、民間事業者に要請する内容を要綱において詳細に示し、公開、周知措置を積極的に図られれば解決するものと考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200120
特例要望事項	市街化調整区域における開発許可の緩和
意見提出者名	小田原市
意見の要点	<p>仮設建築物であれば、現行法（都市計画法第29条第1項第11号及び同法施行令第22条第1号）により開発許可不要とのことであるが、撮影の状況等により長期間設置される場合の期間延長、撮影終了後、当該ロケセットが観光客を多数誘致できる可能性を持つ場合に設置を長期化したい場合の取扱い、宿場、街道筋などのまちなみのような大規模セットを長期的又は恒常的に設置する場合の開発許可はどうか。</p>
意見に対する回答	<p>仮設建築物に関し、都市計画法第29条第1項第11号及び同法施行令第22条第1号により開発許可が不要とされているのは、比較的短期間で撤去されることが確実な仮設建築物は市街化を促進するおそれが小さく、公共施設に対する負荷も小さいことが見込まれる等影響が少ないと考えられることによるものであり、設置期間については開発許可権限を有する貴市において、当該趣旨に照らし個別に判断されたい。また、長期的又は恒常的に設置されることとなる建築物は、上記趣旨から許可の取得が必要となるものと考えられる。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200130
特例要望事項	市街化調整区域内における開発許可、建築許可の緩和
意見提出者名	北海道
意見の要点	<p>市街化調整区域において、農家や農業法人が行う、農産加工・販売や農家レストラン、ファームインなどの施設が迅速に設置できアグリビジネスへの取り組みが促進されるよう、都市計画法第34条の許可対象の拡大ではなく法第29条第1項第2号に定める許可不要の開発行為に農産加工・販売や農家レストラン、ファームインなどアグリビジネス関連施設を追加すること、その関連として法第43条の開発許可を受けた土地以外における建築規制の緩和を検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>ご提案のアグリビジネス関連施設は、農家が生産、集荷、生産資材の貯蔵、保管の用に供するもの、農用地保全に必要な管理施設等とは異なり、不特定多数の者の来訪や宿泊を目的とし、その実現を図ろうとするものであることから、道路、給排水、消防水利、擁壁等の点から、当該施設用地が宅地として一定水準を満たしているのかチェックが必要であると考えられる。</p> <p>また、ご提案の趣旨は、諸施設の迅速な設置のためとのことであるが、北海道は開発許可権限を有しており、推進されようとするプロジェクト構想に係る案件の優先的な処理により審査期間の短縮及び当該施設の迅速な開設が可能と考える。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200150
特例要望事項	市街化調整区域における開発許可の緩和
意見提出者名	千葉みらい農業協同組合
意見の要点	<p>都市計画法第 29 条の適用除外</p> <p>JA 千葉みらいが目的とする直売所は地域で生産される農産物をその場で販売する事により、地域に周辺住民を呼び込む事を目的としています。これは結果的に地域農業・農村の経済を活性化させる事に寄与すると考えられます。JA は農水省が認める農業を専門にする、地域農業の維持発展を使命に持つ公益団体であり、その使命・役割を果たしたい。同第 29 条の許可要件は同第 34 条に該当することが必要ですが、当 JA が希望する直売所は含まれない為、開発許可申請ができません。同条文では国・県・市等公共公益団体は適用除外の措置であるが、当 JA も公益団体であるにもかかわらず該当しないので適用除外を求めるものであります。</p> <p>都市計画法第 43 条の適用除外</p> <p>JA 千葉みらいが市街化調整区域において直売所を設置するための建築行為を適用除外とする。</p>
意見に対する回答	<p>地方公共団体のうち、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市又は事務処理市町村が行う開発行為が許可不要とされているのは、これらの主体が民間事業者からの開発許可申請の審査事務を行い開発許可行政に通曉しており、開発許可権者と同等ないしそれ以上の規模能力を有する公的主体は都市計画法上の要請と調和した形で開発行為を行うものと期待できるためであり、公益団体であっても開発許可権者に準じた能力が担保されない以上、許可不要とすることはできない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1200170
特例要望事項	工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和
意見提出者名	福井県敦賀市
意見の要点	<p>1. 工業団地造成事業は、収用権や税制の特例措置が付与されているからといって、公共性を担保するために工業専用地域とする制限を課しているものであるとのことであるが、工業専用地域でなければならないとする理由如何。また、工業地域及び準工業地域に緩和することが法の趣旨及び目的に反する理由如何。</p> <p>工業の多様化、製造業のサービス業化、ソフト産業化等産業構造の転換や変革が急速に進められている中、工業団地の概念も変容し、工業や製造業のサービス業化に対応する時代に合った解釈が必要と思料。</p> <p>2. 工業団地の造成には、都市計画事業として土地区画整理事業又は開発行為等の手法があるとの回答だが、これらの事業は、税制の特例措置も低減し、収用権も担保されないことから、地権者から20ヘクタールもの一団の土地を完全に求める公共事業としては不適切であり、事業実施も困難である。</p> <p>3. 容積率等の緩和について、容積率は最大10分の40も可能であり、市町村において用途の見直しができるのは分かるが、建築対象物については、業種によって制限されており、工業専用地域では認められていないものが多いことも規制の内容の一つとなっている。</p> <p>4. 現行規定で対応可(D-1)とする根拠及びその内容は何か。具体的に示していただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>1. について</p> <p>工業団地造成事業について、都市計画に定めるべき施行区域の条件を工業専用地域とすることは、中核的工業団地の整備開発に当たり、建築物の用途の混合による弊害の発生を防止するものであり、製造工場等の経営者が安心して当該工場を営営することができる環境に資するものとして、必要なものである。</p> <p>なお、工業団地造成事業の施行区域の用途を工業地域又は準工業地域とした場合、例えば、同法で造成した工業団地に住宅等の立地が可能となり、この結果、区域内に居住する住民と工場等との間に紛争が発生することなどにより、工場等の安定した運営を損なうことが懸念される。</p> <p>2. について</p> <p>本件提案に係る事業については、すでに用地買収は完了して、事業がなされているので、新たに工業団地造成事業を行うために、収用権を行使しようとするものとは認められない。また、税制の特例措置は、規制の問題ではなく、このことをもって都市計画事業としての土地区画整理事業又は開発行為等による事業が不適切とは認められない。</p> <p>3. について</p> <p>本件提案において立地を予定している主な建築物は、産業機械製造工場、有機化学物質製造工場等(製造業系)、ソフトウェア開発、非破</p>

	<p>壊検査等（産業支援系） 配送センター、食材加工センター等（流通産業系）であり、工業専用地域において立地は可能である。</p> <p>なお、コンビニエンスストア、レストラン等（生活支援系）についても、工業の利便を害するおそれがないと認められる場合等は、特定行政庁の許可を受けること等により、工業専用地域の用途を工業地域又は準工業地域に変更することなく、建築することが可能である。</p> <p>4．について</p> <p>3．に記載のとおり、本件提案の工業団地造成事業の区域に建築を予定する建築物は、現行の工業専用地域において対応可能であるため。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203070
特例要望事項	下水道処理区域内における便所方式制限の緩和
意見提出者名	旭川市
意見の要点	<p>下水道処理区域から除外することは、次の理由で困難と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道処理区域から除外することは、下水道事業認可区域からも除外することとなる。下水道は、市街化区域内の都市施設として都市計画決定をすることが都市計画法第11条で定められていることから、知事の認可事項であり、処理場計画、管渠計画に影響を及ぼすことも考えられ、補助金返還等の問題が生じるおそれがある。</li> <li>・ 下水道処理区域から除外することは、将来、何らかの理由で水洗トイレに改造しようとした場合に、新たに都市計画の認可を受けなければならなくなります。</li> </ul>
意見に対する回答	<p>公園等土地利用が将来的に限定され、かつ、発生汚水量が少ないなど公衆衛生上も支障がない場合には、処理区域から除外することで対応が可能である。</p> <p>下水道法に定める下水道処理区域は、区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所への改造義務を課すことで、悪臭、ハエ・蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実効性を担保するために公共下水道管理者である地方公共団体が自ら設定するものであり、下水道事業と清掃事業への二重投資の防止をも目的としている。</p> <p>ご提案の下水道処理区域内における既存便所のバイオトイレへの改造は、バイオトイレの定義自体が明確でなく、現時点では十分な性能評価手法がないこと、設置場所や管理状況によっては周辺環境に悪影響を与える可能性が否定できないこと、下水道事業と清掃事業への二重投資を招くことから、認めることはできない。</p> <p>なお、公園等は処理場計画、管渠計画を策定する際の重要な根拠となる定住人口の対象外であり、公園等の地区を処理区域から除外したとしても処理場計画、管渠計画に影響があるとは考えられない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 0 3 1 0 0
特例要望事項	工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の柔軟化。賃貸の可能性
意見提出者	福井県敦賀市
意見の要約	<p>管理コード120170 提案事項コード1348020の意見と同じであるが、本市としては、法の趣旨、目的に反して物流団地や住宅団地に用途変更や無目的に職種を問わず無目的に企業を集積しようということではない。</p> <p>工業団地として製造業だけでなく、原子力発電所関連メンテナンス業、港湾関連運送業等の地域の産業特性を生かしたサービス業の導入も認めることにより、エネルギー関連産業や港湾関連企業の導入により地域経済の活性化を目指すものである。</p> <p>そのための特別区を目指す提案であり、「構造改革特区推進のための基本方針」の趣旨ならびに法の趣旨・目的にはんするものではないと思料する。</p> <p>「譲受人を製造業に限定していることは、規制の内容ではなく、当該事業の位置要件に過ぎない。」ため、「工業団地一般について製造業者以外に譲渡する事を制限しているものではない。」との回答は、本市の求める回答ではない。提案の趣旨は、近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の工業団地造成事業そのものにおいて「当該事業の一要件」である「製造業者以外に譲渡することを制限している」措置を緩和していただきたいという趣旨である。</p> <p>現行規定で対応可(D-1)とする根拠およびその内容は何か。具体的に明示していただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>工業団地造成事業は、近畿圏の人口や産業の適正な配置を図るため、近郊整備区域及び都市開発区域において工業団地を造成する都市計画事業として、収用権が付与されるとともに、税制の特例措置等が講じられている。この公共性を担保する観点から造成工場敷地の譲受人の資格を限定する等の制限を課しているものであり、その制限を撤廃することは法の趣旨及び目的に反し適切でない。</p> <p>当事業はあくまで工業団地の整備を促進するための事業である。現状における計画内容・事業内容が必ずしも工業市街地としての整備を目的としないのであれば、当該地区における将来の土地利用計画に即した都市計画の変更を行うことが適当であり、その意味で、D-1としたものである。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203270
特例要望事項	定期借地権方式による権利変換制度の特例
意見提出者名	小田原市
意見の要点	<p>権利変換計画では、概ねの地権者が定期借地権方式による権利変換(土地土地権利変換を含む)を望む場合、全員同意型ではなく、縦覧型で権利変換計画が定められるような規定の整備をするべきである。</p> <p>なお、権利変換の内容としては、宅地の所有権を強制的に定期借地権に変換するのではなく、従前の底地権や借地権を土地土地権利変換により底地権に変換(分筆分有)し、その上に定期借地権を設定するものであり、期間終了後に宅地の所有権が消滅するものではない。また、従前の建物については、新しい再開発ビルへの権利変換又は金銭給付により対応する。</p>
意見に対する回答	<p>ご提案の権利変換の内容は、施行地区内の宅地の所有者の同意なく、権利変換により宅地の所有権を有していない者に対して宅地を与えるものであり、同意もなく強制的に従前の土地所有者の宅地の面積の一部を減らすこととなることから、権利の著しい侵害となるものである。</p> <p>また、ご提案の権利変換の内容は、従前の建物所有権を、金銭給付又は強制的に定期借地権と建物の区分所有権に変換するものであり、定期借地権の存続期間が終了した場合には、当該定期借地権は自動的に消滅し、土地所有者から建物収去・土地明渡し請求を受けても何ら対抗できなくなる。このように、関係権利者の同意もなく、これらの従前の権利を存続期間の限定のある定期借地権に変換し、かつ期間終了後には権利を消滅させてしまうことは、建物所有者、借家人のいずれの権利も従前と比較して極めて不安定なものとしてしまうものであり、著しく国民の権利保護に欠けるものである。</p> <p>以上のように、ご提案の権利変換の内容は、関係権利者の権利を著しく害するものであり、憲法上保障されている財産権を侵害することとなることから、対応することができない。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 0 3 3 0 0
特例要望事項	「流通業務地区」内における施設建設規制の緩和
意見提出者名	熊本流通団地協同組合
意見の要点	都道府県知事（政令指定都市、中核市の場合はその長）の許可により対応が可能であることは理解しているが、個別案件毎に許可を申請しなければならない、審査に長時間を要するうえ、不許可となることもあり、計画的な事業展開に支障を来すため、総括的な規制緩和を望むものである。
意見に対する回答	<p>流通業務地区は、流通業務施設の整備に関する基本方針に係る都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、当該都市における流通業務機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画に定めるものである。</p> <p>したがって、流通業務地区内において立地を希望する施設が流通業務地区の機能を害するおそれがないか否か、又は公益上やむを得ないか否かは、当該流通業務地区の趣旨に鑑み、許可権限を有する者が判断すべき事項である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203500
特例要望事項	建築物の容積率の特例
提案地方公共団体等名	兵庫県
意見の要点	<p>特区に指定された場合、「都市再生特別地区における制度を活用することができる」という扱いにできないか検討いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>現行法令において、『建築基準法第52条の規定に関わらず、一般の容積率制限を適用しない特例』として、高度利用地区、総合設計、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画等の容積率制限の特例措置があり、これらを活用することにより対応可能である。</p> <p>なお、都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域内で決定される都市計画であり、都市再生本部の都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案について、地方公共団体は、都市再生本部に対し、都市再生緊急整備地域の指定を申し出ることができることとされている。これらを通じ、当該地域が都市再生緊急整備地域に指定されることにより、都市再生特別地区を決定することが可能である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203510
特例要望事項	広島センタービル北側の斜線制限の緩和
意見提出者名	N T T 都市開発株式会社中国支店開発部
意見の要点	<p>広島センタービル北側の隣地斜線制限の緩和を行う。</p>
意見に対する回答	<p>現行法令において、広島センタービルについても特定街区を設定することが可能であり、これにより広島センタービル北側の隣地斜線制限を緩和することが可能である。</p> <p>なお、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）により、まちづくりに関する都市計画の提案制度を創設したところであり、当該制度により特定街区に関する都市計画の決定又は変更を提案することが可能である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203520
特例要望事項	容積率の緩和及び建物高さの緩和
意見提出者名	三井住友海上火災保険株式会社経営企画部
意見の要点	<p>容積率や高さ制限において、制度の適用条件が厳しいため、特区内での無制限の緩和を要望する。</p>
意見に対する回答	<p>高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画等の制度を適用することにより、現行法令においても容積率及び高さの特例措置を講ずることが可能であるが、これらの都市計画の決定にあたり、現行法令及び通知等において、適用条件あるいは付帯条件は設けられていない。</p> <p>なお、無条件の緩和が必要との御指摘であるが、一律に容積率制限の緩和の対象とすることは、市街地の良好な環境の確保や道路等の公共施設とのバランスに支障をきたすおそれがあるため適当ではない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203540
特例要望事項	「歴史都市再生地区」制度の創設による建築基準（形態、防火）の適用除外
提案地方公共団体等名	京都市
意見の要点	地方の創意、工夫を明確かつスピーディーに実現する法制度としてパッケージ化されたシンプルな制度を設ける方が効率的かつ合理的である。
意見に対する回答	<p>ご提案については、市町村において、防火地域、準防火地域及び地区計画の決定、変更あるいは廃止を行うことにより、現行法令において地域の実情に応じた形態、防火制限とすることが可能である。</p> <p>また、パッケージ化されたシンプルな制度については、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）において、現行の地区計画制度を整理・合理化し、1つの地区計画で、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和・強化できる、分かりやすく、使いやすい制度としたところであり、一層の活用を期待しているところである。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203550
特例要望事項	都市計画法・建築基準法における地域地区等の適用除外と新たな地域地区の制定
提案地方公共団体等名	長野県
意見の要点	<p>地区計画を使えば地域特性を活かしたまちづくりの誘導は図れるが、守るに値する相当な景観利益や文化利益を有する地域を、地区計画で対処するのは、その実現性において大きな差がある。</p>
意見に対する回答	<p>都市計画法及び建築基準法に基づく地区計画制度は、要望事項にあるような、用途について詳細に制限を定めること、容積率数値を用途地域の容積率以外で定めること、建ぺい率数値を用途地域の建ぺい率以外で定めること、新たな絶対高さ制限等を定めることにより、道路斜線制限・隣地斜線制限を適用除外とすること、以上全てを1の都市計画で可能にする制度であり、すなわち、地域に最も適合した総合的な規制・誘導を行うことができる制度である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203550
特例要望事項	都市計画法・建築基準法における地域地区等の適用除外と新たな地域地区の制定
提案地方公共団体等名	長野県
意見の要点	<p>建築基準法第68条の2に基づく地区計画条例においては、容積率及び建ぺい率の最高限度は、それぞれ5/10以上、3/10以上、建築物の高さの最高限度は、階数が2である通常の高さを下回らない数値とされているため、これ以上の制限については要綱等により対応している。</p>
意見に対する回答	<p>建築基準法第68条の2に基づく地区計画条例に定めることができる事項に係る基準は、用途地域に関する都市計画によって定められる数値等のうち最も厳しい制限を勘案して定めたものであり、建築基準法に基づく権利制限として当該基準より厳しい制限を定めることは困難である。</p> <p>なお、歴史的経緯、特徴をもった別荘地の風致を維持する等特別な目的がある場合や当該基準より厳しい制限を課すことについて土地所有者等の合意が得られる場合等には、建築協定等を活用することにより対応可能である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203590
特例要望事項	リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化
提案地方公共団体等名	福島県いわき市
意見の要点	<p>産業廃棄物行政に係る許認可権を有するとともに、都市計画行政の中で広域調整を行ってきた本市については「廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有する市」として</p> <p>十分な審議が担保できること</p> <p>産業廃棄物処理行政の権限と合わせ広域調整が可能であることについても十分に対応可能である。</p>
意見に対する回答	<p>産業廃棄物処理施設については、市町村の行政区域を超える広域移動の可能性が排除できず広域的判断が必要であるため、特区とはいえ、他の都市をも対象とする制度として、産業廃棄物処理施設の都市計画を市町村決定にすることはできない。</p> <p>なお、都市計画制度上は、都道府県決定のものでも、市町村が案を作成して申し出ることが出来ることとされており、これを活用することにより、地域の特性や実態を十分に反映した都市計画決定が可能であるとともに、県と市が緊密に連携し円滑かつ効率的な処理を行うことにより、手続の迅速化が十分可能であり、リサイクル施設の立地が促進されるものとする。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203600
特例要望事項	三大都市圏における用途地域の決定、変更権限の市への委譲
意見提出者名	新座市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情を最もよく知る市に用途地域の決定権限を付与し、地域間の統合が図られるようにしていただきたい。</li> <li>・ 市町村から都道府県への都市計画の案の内容となるべき事項の申出については、調整に長期間を要し、決定までには相当の期間(数年間)を要しているのが実態である。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途地域は、市街地の土地利用の基本的枠組みを決定することから、原則として地域の事情に通じた市町村が決定・変更することとされているが、市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている区域については、広域の見地からの調整を図る観点から都道府県が決定することとしているものである。</li> <li>・ なお、市町村は、三大都市圏の区域においても、地区計画、特別用途地区の都市計画を定めることにより、きめこまかな土地利用の誘導を図ることが可能である。</li> <li>・ また、市町村から都道府県への都市計画の案の内容となるべき事項の申出については、都道府県はできる限りその内容を尊重しなければならないこととされていることから、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情は反映される。</li> <li>・ 都市計画は、総合性、一体性が確保されなければならないが、一方で、目指すべき都市像を実現するために、不断に変更も含め新たな都市計画が決定されていくという動的な性格を有していなければ、その機能が十分に果たされるものではない。このような都市計画の趣旨を踏まえた都市計画制度の適切な運用がなされるよう、周知を図って参りたい。</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203600
特例要望事項	三大都市圏における用途地域の決定、変更権限の市への委譲
意見提出者名	三鷹市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的な都市が市町村の行政区域を超えて展開している例は三大都市圏に限るものではなく、それが典型的な区域であるにせよ、三大都市圏の市町村のみに用途地域の決定権を移譲しないのは合理的根拠に欠ける。</li> <li>・さらに、都市基盤整備等におけるP Iなどの住民参画の趣旨からも、最も住民に身近な市町村が、住民・事業者等との協働により、地域特性に応じたきめこまかなまちづくりを行うことが実質的かつ合理的であると考えられることから、用途地域の決定権の移譲を求める。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域は、市街地の土地利用の基本的枠組みを決定するものであることから、原則として地域の事情に通じた市町村が決定・変更することとされているが、市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている区域については、広域の見地からの調整を図る観点から都道府県が決定することとしているものである。</li> <li>・御指摘のとおり、市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている例は、三大都市圏の区域に限ったものではないが、三大都市圏の区域においては、当該区域の市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている典型的な区域であるという地域特性に着目し、用途地域について都道府県が決定することとしているものである。</li> <li>・なお、市町村は、三大都市圏の区域においても、地区計画、特別用途地区の都市計画を定めることにより、きめこまかな土地利用の誘導を図ることが可能である。</li> <li>・また、市町村から都道府県への都市計画の案の内容となるべき事項の申出については、都道府県はできる限りその内容を尊重しなければならないこととされていることから、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情は反映される</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203640
特例要望事項	都市計画手続における大臣同意等の同意事務の簡素化
意見提出者名	前橋市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発案をしてから市街化区域に編入するまで、約3年ほどかかっており、事務手続に非常に長い時間を要している。現在の経済情勢を考えると、編入事務手続をスピードアップし、発案から都道府県による決定までの期間短縮が必要ではないか。</li> <li>・特に農政サイドとの農林調整事務に長い期間を要している状況であるため、農林調整に係る事務手続のマニュアル化など、調整事務手続の迅速化を図る検討を講じられたい。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の農林調整に係る事務手続のマニュアル化については、農林水産省より「都市計画と農林漁業との調整措置(平成14年11月1日農村振興局長通知)」が発出されたところである。</li> <li>・なお、区域区分に関する都市計画は、人口及び産業の将来の見通し等を勘案しつつ、市街化を促進すべき地域と市街化を抑制すべき地域を区分する根幹的な都市計画であることから、都道府県が定めることとされている。区域区分に関する都市計画を定める際には、国土交通大臣の同意や農林水産大臣への協議等の手続が必要とされるが、これらの手続は、区域区分について、国の利害との調整を図る観点や行政の各分野にわたる事項を総合的に調整する観点から必要とされるものである。例えば、農林水産大臣への協議については、農林漁業に重大な影響を与え、また、市街化区域では農地転用許可等の制限が適用除外される等の観点から協議を要するものであり、その関与は限定的なものであり、都道府県が地域の特性に応じた区域区分を定めることを阻害するものではない。</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203640
特例要望事項	都市計画手続における大臣同意等の同意事務の簡素化
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目まぐるしく変化する近年の経済・社会情勢に柔軟に対応しつつ、土地利用の高度化を通じた地域の活性化を図るため、例えば大臣協議を事後の報告にするなど、都市計画の決定プロセスを簡素化することについて検討いただきたい。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三大都市圏の区域は、首都圏整備法等の各種整備法が適用され国土政策上の特別の位置付けを与えられていることや、人口及び諸機能の集積状況の観点から、当該区域の整備は国土政策等の国の実施する施策に重大な影響を及ぼすという地域特性を有している。</li> <li>・ 三大都市圏においては、このような地域特性を踏まえて、当該地域における一定の都市計画の決定に際しては、都市計画の決定に先立って国の利害との調整を図る観点から、大臣への協議、同意を必要としているが、国の同意の範囲については、個別の都市計画に関し、国の利害に該当しない類型化が可能な軽微なものを都市計画法施行令や施行規則において同意を不要と措置し、協議を要する対象を限定した上で、法律上「国の利害との調整を図る観点から」と協議の観点も限定しているものである。</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 0 3 6 6 0
特例要望事項	建築行為に際し、地域のコミュニティとの調和が促進されるような仕組みの創設
提案地方公共団体等名	京都市
意見の要点	<p>建築確認の対象となる法令による規制の中には、行政庁の裁量に属するものもあり、必ずしも全てについて、事前明示性が確保されているものではない。</p> <p>なお、協議を行う地域団体は、あらかじめ本市が審査のうえ認証を与えた団体を想定しており、本市の提案にある代替措置によって事前明示性は相当程度確保されると考えられる。</p>
意見に対する回答	<p>建築確認の対象となる法令（建築基準関係規定）については、行政庁の裁量の余地がない基準が位置付けられているところ。</p> <p>なお、「建築基準法による建築確認手続きの前に、条例に基づいて地方公共団体に認証された地域団体との地域まちづくり方針に基づく協議の義務付けと協議期間の確保、協議未了の際の手続き等を設ける」ことは、建築物が建築可能か否かが事前に一義的には定まらず、地権者を不安定な立場に置くこととなり、結果として地権者の権利を不当に制約させるものとなるものである。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203680
特例要望事項	立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和)
意見提出者名	千代田区
意見の要点	<p>「現行規定により対応可能」との回答だったが、その適用範囲等が不明確である。</p>
意見に対する回答	<p>当省回答のとおり、ご提案の趣旨である都心の高度利用については、市街地再開発事業等の事業に伴い必要となる道路の路線の廃止・変更等により対応可能であり、当該対応策については、平面街路へ適用することも可能である。</p> <p>なお、規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月12日・総合規制改革会議)における、「適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討すべきである。」との指摘を踏まえ、道路空間と建築物の立体的利用のさらなる推進について検討を行うこととしており、本要望の実現の可否に関しては総合規制改革会議答申で示された平成14年度に検討を開始し、平成15年度以降結論とされているスケジュールで検討されることとなる。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1203690
特例要望事項	臨港地区内の容積率及び建ぺい率の特例
意見提出者名	岡山県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨港地区においては、港湾管理者が分区により建築できる建築物の種類を定めており、それに併せて特区内において港湾管理者が容積率及び建ぺい率を定めることができる特例の提案であり、特区内においても特例とできない理由が明確ではない。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨港地区も都市計画に定める内容の一つとして位置付けられていることから、その決定・変更は、都市計画全体との整合性を図る観点から、都市計画決定権者が一元的に定めることが必要である。</li> <li>・また、人工島であっても、橋等で一般の市街地と接続している以上、当該市街地の一部であり、一般の市街地において定められている都市計画との調和を確保する必要がある。</li> <li>・なお、都市計画決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を越える特に広域的・根幹的な都市計画に限定することが、都市計画法の基本的考え方である。この基本的な考え方からすれば、通常港湾管理者たる都道府県に都市計画決定権限を移譲することは、地方分権の趣旨からしても不適當である。</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204060
特例要望事項	発電水利権取得に係る規制の緩和
意見提出者名	湧別町
意見の要点	<p>サロマ湖は、オホーツク海との潮位差によって海水交流が日々繰り返され、一定の水位を維持されているものであり、水利使用のための取水によって治水上の問題が起こりうるものではなく、さらにこの海水交流によってサロマ湖は実質的には「湖」というより「湾」としての性格が強いものである。</p> <p>また、湖に湛える水の塩分濃度は高く、地域でも「湖水」ではなく「海水」との認識が強く、漁場としても「内水面」ではなく「海域」とされている。</p> <p>以上のことから、審査手続の迅速化はもちろんであるが、水利権そのものの必要性が感じられないため、提案した次第である。</p>
意見に対する回答	<p>本件に係る許可権者は北海道知事であるが、国が許可権者の場合の審査手続においては、河口部の実質海面である地点における取水に対しては、河川の流況への影響に対する検討を行う必要がないため、このための図書の提出は求めない取扱い（河川法施行規則第40条第4項）をしており、手続の簡素化を既に行っているところである。</p> <p>ただし、許可の可否そのものについては、河口部であり下流への影響を検討する必要がない場合であっても、災害の発生防止、漁業、舟運、観光等の他の河川の利用に対する影響、環境等について関係者を含めた調整を図ることを目的として、水利使用の目的・事業計画の妥当性及び公益性、水利使用の実行の確実性等について審査が必要となるため、許可に係らしめることが必要である。</p> <p>なお、法河川としての管理の必要性に疑義がある場合には、河川管理者との調整が必要となる。</p> <p>国土交通省においては、許可手続の円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを紹介していくこととする。</p>
当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204070
特例要望事項	豊水利用に対する流水占用の許可の緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>豊水については、当然年間を通じて安定的に確保されない不安定な流量であり、取水時期の限定・制限等の要素が存在することを前提として、他の水源確保分と合わせ、それぞれを効率的に利用しようとするものである。</p> <p>豊水に水道水源を求めることが可能となれば、地下水くみ上げに要する経費の負担軽減が図られるほか、現に不足している水道水を補える等の新たな効果を生じさせることが可能となるとともに、地下水源の汚染問題に対しても、希釈用水としての利用が可能となる。</p> <p>このため、河川維持流量、既得水利権等の正常流量を確保するなどの必要な課題の整備を行った上で、豊水の有効利用を図ろうとするものであるので、実現に向けた検討をされたい。</p>
意見に対する回答	<p>第1次回答で述べた「総合的検討の上での判断が必要」とは、個別具体の河川ごとに、関係者（河川管理者を含む）で豊水利用のための諸課題の検討を行った上で、可否について判断されれば足りるとの趣旨であるので、具体的には関係機関に協議願いたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204110
特例要望事項	河川の流水に関する使用目的の緩和
意見提出者名	鹿児島県
意見の要点	屋久島に限らず、日本全国どこの河川においても、河川管理者が現行の許可基準において、公共性・公益性の観点と自然環境への影響等について十分な検討の結果、問題がないと判断した場合、いかなる者であっても販売目的での水利使用許可を得ることができるものと理解してよろしいか。
意見に対する回答	具体的案件が申請された場合、許可権者において「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定について」に掲げる審査基準を満たすものと判断されれば、法定の手続を経た上で、許可できる。 なお、民間の営利事業者であることのみをもって許可の対象とならないという扱いは行われていない。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204120、1204130
特例要望事項	1461010
意見提出者名	長野県企画局企画課 竹松直彦
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級河川の指定区間の管理を自治事務とする。</li> <li>・ 直轄管理区間に挟まれた県管理区間を直轄管理区間とする。</li> <li>・ 流域面積、流量等を総合的に判断し、下流に著しい負荷を与える恐れのない小規模な支川のみ県管理とする。県管理区間の国の認可を不要とし、下流域と調整のみ行う。</li> </ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級河川の指定区間の管理は、法定受託事務とされている。          法定受託事務とは、地方自治法第2条第9項の一において、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は、これに基づく政令に特に定めるもの」とされており、そのメルクマールに「(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの、広域にわたり重要な役割を果たす治山、治水及び天然資源の適正管理に関する事務」と示されているところである。          また、一級河川は、国土保全上又は国民経済上、特に重要であり国において管理する必要があるため、国土交通大臣が指定したものであり、一級河川の指定区間の管理については、自治事務とすることは適切ではないと考えている。</li> <li>・ 直轄管理区間の見直しに当たっては、平成11年8月に河川審議会の答申「河川管理に関する国と地方の役割分担について」を踏まえ、広域的観点や国家的見地からの対応という視点から、公平かつ客観的な基準になるべく検討を進めているところであり、当該区間についてもその中での取り扱いとなる。</li> <li>・ 意見には、「流域面積、流量等を総合的に判断し、」とあるが、例えば一級河川においては、都道府県が行おうとする河川工事等が、下流に著しい負荷を与える恐れがあるかどうかは、一級河川の指定区間のみを管理している都道府県ではなく、下流を含めた一級河川全体を管理している国土交通大臣が判断すべき事項であり、国の認可は必要である。          また、現在国土交通大臣の認可が必要な事項は、水系全体で調整が必要な事項であり、下流に対しても著しい影響を与えるものである。</li> </ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204140
特例要望事項	準用河川等に係る業務の県への委譲
意見提出者名	長野県
意見の要点	従来、県協議を経て国協議を行っていた準用河川の認可業務を県が代行し、その責任を負うこととする。
意見に対する回答	<p>準用河川の河川管理者は市町村長であり、河川法においては準用河川に関して国に対する協議を必要とする認可事項は存在しない。</p> <p>一方、市町村長がその改修について準用河川改修費補助制度に基づき国庫補助事業の採択を希望する場合には、事業計画を地方整備局長等に協議することとしている。</p> <p>これは、国庫補助事業である準用河川改修費補助の採択基準との適合性等についてあらかじめ確認し、事業の円滑な実施を期するために行うものであり、当該協議を不要とする特区を設置することは補助金の適正な執行を図る上で不適當である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1204220
特例要望事項	海辺活用特区
意見提出者名	館山市 港湾観光部 海辺のまちづくり推進室 計画係 吉田
意見の要点	仮設等ではなく、ある程度堅固な(20年程度以上継続的に)交流施設(収益性高い)を海岸保全区域等に民間資本で整備・運営することは、国有財産法第18条第1項において規制を受け、実現することができない。
意見に対する回答	<p>そもそも海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用しようとする場合は、海岸管理者の許可が必要であり、国有財産法第18条に基づく判断がなされるものではない。</p> <p>また当該事務は自治事務であり、法令等でも許可を受ける主体、期間等についての具体的な規制を設けておらず、「仮設等でなく、ある程度堅固な(20年程度以上継続的に)交流施設(収益性高い)を海岸保全区域に民間資本で整備・運営する」ことの許可の是非についても、個別具体の事例に応じて、当該海岸管理者の判断によることとなる。</p>
当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205050
特例要望事項	イベント等における道路占用の許可物件の拡大及び許可基準の緩和
意見提出者名	一宮市企画部企画政策課
意見の要点	<p>オープンカフェのテーブル、イスが道路法第32条第1項の何号に該当するのか。</p> <p>占有物件を民地寄りにすることについて、自動車の通行規制をしている道路であり、イベント等においては事業者と沿道建物利用者との協議の上で計画を作成していれば、歩行者と自動車との通行上の危険は生じず、出入りや避難路についても配慮できるので、可能ではないか。</p>
意見に対する回答	<p>意見にあるベンチ、イスについては、バス停留所に設けるベンチ等が「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日道政発第32号)」により第1号物件と位置付けられていることも参考にしつつ、各号に掲げられる物件との形状、使用目的等に関する共通性、公共性等を踏まえて、道路管理者が判断すべきものであり、例えば、第1号物件に該当するとの判断を行うことも可能であると考えられる。また、物件の設置が非常に短時間である場合には、占有の要件たる継続的な設置に当たらないものとして、占有許可を要せずに物件を設置している運用事例もあるものと承知している。</p> <p>これらを踏まえ、個別の物件に応じて、地域の道路管理者に相談していただきたい。</p> <p>意見にあるように、車道において自動車の通行規制がなされている場合には、その規制期間中は、占有物件の設置場所を歩道内の車道寄りとするとの基準については、柔軟に対応しうるものとする。なお、その場合であっても、個別の物件に対する占有許可の可否に当たっては、道路環境に関する他の要素や、提案にあるような沿道建物利用者との意思疎通、出入りや避難路についての配慮等も踏まえて、道路管理者において適切に判断していくべきものである。</p> <p>今後、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進め、当該事例を紹介していく予定であるので、その中で、提案者の意見にあるような場合を含めた様々な事例について調査・紹介していくとともに、調査を踏まえて発出予定である通達の内容にも反映させる。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205080
特例要望事項	道路使用・占用に関する許可の届出制への変更、もしくは許可条件の緩和の手續の簡素化
意見提出者名	立川市企画部企画課
意見の要点	<p>イベント等の開催のための道路使用及び道路占用については、現行では許可制になっているが、地元警察署・道路管理者等との協議を踏まえ、安全に配慮した利用のためのルールが明確であり、そのルールの下で一般の交通の支障が見込まれることのない自転車歩行者専用道「都市軸」に限り、道路使用及び道路占用の手續きを、届出制に変更願いたい。</p> <p>届出制に支障があると判断される場合は、許可条件の緩和及び手續きの簡素化について検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>イベントにおける道路占用許可は、イベント自体に対してではなく、設置される個々の物件を対象として行われるものであり、イベントに物件の設置が伴わない場合は、当該許可は要しないところである。</p> <p>個別の道路占用許可の可否については、実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、各道路管理者により個別に判断されるものであり、届出制では、こうした支障の有無の判断が困難となるが、占用許可が円滑に行われるよう、各道路管理者が事前に相談等に広く応じているところであり、御意見にあるような「地元警察署・道路管理者等との協議を踏まえ、安全に配慮した利用のためのルールが明確」であれば、当該協議を踏まえた法令上の必要最小限の書類等により、迅速な占用許可手續が行われるものと認識している。</p> <p>今後、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進め、当該事例を紹介していく予定であるので、様々な事例について調査・紹介していきたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205170
特例要望事項	国道の夜間大型車の通行禁止に伴う高速道路料金の引き下げ
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>提案の趣旨は、国道19号沿線の環境改善を図るため、夜間大型車輛の通行を禁止しようとするものであり、この結果、迂回路として高速道路を利用する車輛が増加する。</p> <p>利用車輛の増加による高速道路料金収入の増が見込まれることから、料金の引き下げが可能と考えられる。</p> <p>このような場合に引下げの実現が可能かどうか具体的な回答を求める。</p>
意見に対する回答	<p>高速自動車国道の料金は全国の路線を一体として考え、建設に要した総費用を利用者からの総料金収入により、金利・管理費を賄いながら料金徴収期間内に返済可能となるように設定しているものであり規制ではないことは、これまでに回答したとおりである。</p> <p>なお、国道の通行規制により交通量が増加する場合であっても、料金を引下げた場合には、国道から転換する車輛のみではなく、現在高速道路を利用している全ての車輛も含めて値下げになるため、一該に増収になるとは言えず、仮に減収が生じた場合には原因者である地元自治体が応分の負担をすることが必要になると考えている。</p> <p>平成15年度政府予算原案においては、有料道路料金に係る社会実験に関する施策の創設が認められたところであり、具体的な提案を頂ければ検討してまいりたい。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205180
特例要望事項	トンネル危険物積載車両の通行規制緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>国土交通省の回答では、「危険物積載車両の通行の禁止又は制限については、道路管理者が必要に応じて行うことになっており、通行規制の緩和は現行の規定において対応可能」とあるが、実際には恵那山トンネルを含め5 km以上のトンネルは全て通行が禁止されているのが現実であり、まさに規制に他ならない。</p> <p>したがって、どのような場合に通行規制緩和できるのか、具体的な基準、考え方を明確化されたい。</p>
意見に対する回答	<p>実際の規制にあたっては個々のトンネルについて、事故発生時のトンネルの構造の保全や交通の危険防止の確保及び当該道路の交通特性、代替路の状況等を総合的に勘案して実施しており、具体的には各道路管理者が学識経験者、関係行政機関により組織する委員会に諮り、その審議結果を踏まえて決定している。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205200
特例要望事項	1190010
意見提出者名	岐阜市
意見の要点	<p>大型車の通行が少なく自動車の走行速度が低い都市部の道路について、平面交差点付近では幅員縮小の特例があるが、一般部の車線幅員についても幅員の縮小が可能にならないか。</p>
意見に対する回答	<p>交差点部付近は、左右の自動車の交通に対して注意を払い、一般の単路部より速度を減じて通行することから、付加車線を設ける短区間に限り、車線の幅員の短縮できる規定となっております。一方、一般の単路部については、大型車の混入が想定される限り、所要の幅は必要であり、逆に車線の幅員の縮小の値を採ると、過度の緊張を強いることとなり、安全かつ円滑な走行に支障があることから、一般部における車線の幅員の縮小は適当でないものと考えます。</p> <p>なお、都市部の道路については、道路構造令に規定する第4種の道路が考えられますが、そのうち第4種第1級の道路については、道路構造令第3条第2項の但し書により、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、第4種第2級の区分とし、車線の幅員を3.25mから3.00mに変更することができます。また、第4種第3級についても、同項の規定により、第4種第4級として幅員を縮小することは可能です。</p> <p>また、やむを得ない場合等の規定の解釈については、個々の場所の状況を判断する必要がありますので、具体的な箇所があればご相談ください。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206010
特例要望事項	DV被害者等の公営住宅入居に関する規制緩和について
意見提出者名	長野県 住宅部住宅課 主査 上條寛司
意見の要点	DV被害者等に対する公募要件、同居親族要件を取り払うことにより、緊急避難的に公営住宅を利用することができるようになる。
意見に対する回答	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために国庫補助を行い整備・管理される住宅であり、自力で最低居住水準をみたす住宅を確保することが困難である低額所得者を施策対象とするものである。これらの者に公営住宅が的確に供給されるよう公営住宅法において入居者資格を規定するとともに、入居者資格をみたす者に公営住宅への入居機会が公平に確保されるよう公営住宅の入居者の募集方法について公募を原則としているものである。</p> <p>DV被害者の公営住宅の入居については、公営住宅の事業主体である地方公共団体が、それぞれの地域の住宅事情を総合的に勘案して、入居者の選考において優先的な取扱いを行うことにより事実上対応することも可能であると考えられることから、地方公共団体に対しこの旨を周知することとする。</p> <p>なお、公営住宅に空家があり本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない場合で、入居者資格を有さないDV被害者が、緊急避難場所として一時的に公営住宅を使用する必要があると認められるときには、目的外使用を行うことにより対応することも可能と考えられるので、この旨も併せて周知することとする。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206010
特例要望事項	高齢者等が親族以外の者と公営住宅において同居することについての規制緩和について
意見提出者名	長野県 住宅部住宅課 主査 上條寛司
意見の要点	高齢者等が親族以外の者と公営住宅において同居することについて、入居当初から同居承認により同居を認めることは、現行の公営住宅法の趣旨に反すると考えられるので、親族以外の者と同居できるよう規制を緩和する必要がある。
意見に対する回答	公営住宅においては、高齢者や身体障害者等特に居住の安定を図る必要のある者については、公営住宅法第23条及び同法施行令第6条の規定に基づき単身での公営住宅への入居が可能となっている。これらの者が公営住宅において自立した生活を営むために介護人等が同居する必要がある場合も想定されるものであり、このような場合を勘案すれば公営住宅法第27条第5項及び同法施行規則第10条の規定に基づき事業主体が同居承認を行うことにより、入居の際に同居した親族以外の者を入居当初から同居させることも可能であると考えられる。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206030
特例要望事項	留学生等の公営住宅入居制限の緩和
意見提出者名	大分県 企画文化部企画調整課 課長補佐兼係長 岩村正隆 福岡県飯塚市 商工振興課 橋本
意見の要点	留学生は、そのほとんどが低額所得者であり、現状では住宅確保が最大のネックとなっており、留学生が公営住宅に入居できるよう入居制限を緩和する必要がある。
意見に対する回答	<p>公営住宅の目的外使用については、社会福祉法人等がグループホーム事業を行う場合や災害時において被災者が一時的に公営住宅を使用する場合等を除き、国土交通大臣が補助金適正化法第22条に基づき個別に承認しているところであるが、</p> <p>構造改革特別区域計画に、留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。）向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要がある旨が明らかにされていること</p> <p>公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと</p> <p>のいずれの要件にも適合すると地方公共団体が判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、公営住宅の目的外使用の手続きを簡素化する。</p> <p>（簡素化の内容）</p> <p>地方公共団体から、国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととする。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206050
特例要望事項	特公賃の入居者資格の緩和及び公営住宅等への転用基準の緩和
意見提出者名	前橋市 市長公室企画調整課 真藤
意見の要点	「住宅需要にあわなくなったための空き家」を理由として用途廃止を行うことが可能か。
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本来の制度目的が達成出来ないことが明らかであれば、地方自治法等の規定に従って用途廃止可能。</li><li>・ 意見中に引用されている補助要領の規定は、用途廃止をする際に補助金返還を要しないこととするケースを一般化したものであり、これ以外の用途廃止を否定したものではない。</li><li>・ また、公営住宅等は、それぞれの制度目的に鑑み、供給される住宅について最小限度の整備基準を定めているものであり、特定公共賃貸住宅からの転用であることをもって、公営住宅等の整備基準を緩和することは、制度目的に反することとなる。</li></ul>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206120
特例要望事項	特殊建築物(学校)の木造化制限の緩和
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	<p>病院や学校などの特殊建築物の3階建て以下、延べ面積3000m<sup>2</sup>を超える建築物について、耐火性能検証法、防火区画検証法による耐火構造及び防火設備とみなす規定について、スプリンクラー設置による効果の配慮がない。</p> <p>一方、建築基準法の中では、防火区画や内装制限でスプリンクラーの効果を認めて制限を緩和している。建築物の主要構造部の耐火に関する性能については耐火検証法により地震時のスプリンクラーの配管等の損傷を想定しているが、地震時の対応については配管の伸縮継手や配管方法の検討により対応が可能である。</p> <p>耐火検証法では、木材の被覆の規定がなく、鉄骨造には被覆規定を設けていることから、木材の燃えしる設計や火災時の加熱に対する耐力の低下を防止する可能性を否定していない。</p>
意見に対する回答	<p>耐火建築物の耐火性能は、発生が予測される火災による火熱に当該火災終了まで主要構造部が耐えることを確保するという、建築物の安全性確保のための基本となる性能であり、建築物が崩壊した場合に及ぼす影響は当該建築物だけでなく、周辺への加害が多大なものとなる恐れがあるなど、防火区画や内装制限のように建築物内部の延焼拡大の遅延や防止、火災規模の制限等を目的としたものとは基本的な主旨が異なるものである。</p> <p>また、地震時の対応については、例えば建築物の損傷が生じる程度の地震時火災を想定した場合、天井の破損や揺れに確実に追従できないことにより、伸縮継手であっても配管の破損の生じる可能性があることや、天井の損傷に起因するスプリンクラーヘッドの破損、水槽の破損等によって効果が発揮できなくなる場合がある。また、この他、スプリンクラー設備については、天井裏のケーブル火災など、対応が困難な火災も想定される。これらを鑑みると、耐火性能検証法において考慮するために必要な信頼性をスプリンクラー設備によって確保することは、現在の技術的の知見からは困難と考えている。</p> <p>なお、木材の燃え代を考慮した設計法は、当該材が可燃物であるために、通常の構法では、燃え止まりが期待できず最終的には崩壊してしまうため、耐火建築物には適用できないし、燃え代の効果を耐火性能検証法に取り入れることは困難である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206150
特例要望事項	住宅への用途変更に関する申請・確認の簡素化
意見提出者名	(株)竹中工務店
意見の要点	住宅への用途変更の際に、適合を求められる規定が多すぎるので、一部を各自治体の判断で適合除外にしてほしい。
意見に対する回答	<p>住宅は人間の主要な生活空間であることから、衛生上、健康上等の点において一定の性能が求められており、採光等について最低の基準を定めているものである。住宅に用途を変更する場合は、その用途に応じた性能の確保が必要であるため、一部のみを各自治体の判断で適合除外とすることは困難である。</p> <p>ただし、採光に関する規定については、住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。(平成14年度中に措置予定。)</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206170
特例要望事項	蔵の用途変更のための改装に関する建築基準法施行令の緩和
意見提出者名	二本松市
意見の要点	避難安全検証法等により一定の性能を有するようにするためには、現実的に考えると費用がかさみ、さらに蔵の持つ雰囲気損なわれることが多いため、防火等に関する建築基準法の適用除外となる床面積を150m <sup>2</sup> 以下に緩和してほしい。
意見に対する回答	建築物の用途を変更して一定規模以上の特殊建築物や無窓居室等とするのであれば、不特定多数の人が使用し、火災の発生等のおそれが高くなるため、防火等に関してより高い性能が求められる。 なお、床面積が150m <sup>2</sup> 以下の蔵を店舗に用途変更する場合、安全性に関して、避難安全検証法等を行うことによりその性能を有することが確認できれば、適用除外とすることが可能である。避難安全検証法等についてはこれまでも実施してきた実績はあることから、現実的に困難とは考えられない。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206200
特例要望事項	建築基準法の外力規定の緩和運用
意見提出者名	間組
意見の要点	<p>適正に建築された鉄筋コンクリート造の建築物では、60～100年間の耐用年数があると言われ、この耐用年数に対応した外力が、建築基準法上、設定されていることが『2001年版 建築物の構造関係技術基準解説』等に述べられている。</p> <p>一方、都市近郊では20～30年程度の定期借地権による住宅建設、10年程度の短期借地を利用した店舗等の建設が進められており、外力の想定期間と建物に求められる供用期間に大きい差が生じているため、建設コストの合理化・適正化の観点からこれを見直してほしい。</p>
意見に対する回答	<p>建築基準法で規定している外力は、個々の建築物の耐用年数に応じて想定される外力という趣旨ではなく、一定の地震等に対して、主として国民の生命の保護の観点から、全ての建築物が構造耐力上安全であるための最低限の水準として定められたものである。例えば、現行規定においては、概ね震度6強程度の地震に対して倒壊、崩壊等しないことを要求性能としているが、10年程度の定期借地を利用した店舗だからといって、建設コストの合理化を実現するため、それよりも小規模の地震に対して倒壊、崩壊してよい(そのような建築物内にいる人が、他の建築物内にいる人と比べ、より大きな死亡リスクにさらされてもよい)ということにはならないと考えている。</p> <p>なお、ご指摘の「2001年版 建築物の構造関係技術基準解説」等の記述については、その出典が不明な部分があるが、要求される外力のレベルから換算した再現年数を参考に記載しているものであって、個々の建築物の耐用年数から外力レベルを設定したという趣旨ではない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206220
特例要望事項	畜産生産建築物への建築基準法適用除外
意見提出者名	陸別町
意見の要点	畜産業建築物に関する新たな基準を策定することを目的として、畜産建築物の建築の実証試験等を行うため、限定された地区、期間において建築基準法を適用除外とする。
意見に対する回答	ご提案の実証試験等については、より精緻な構造計算を行い安全を確認することにより荷重・外力等を検証することは可能であり、また、個別の部材等の検証についても、建築物の建築を伴うものではないと考えられる。したがって、ご提案の実証試験等を行うために建築物を建築する必要はなく、建築基準法を適用除外にしなくても対応可能であると考えられる。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206230
特例要望事項	建築基準法の木造建築物(学校等公共建築物)に対する規制を緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	一定規模以上の学校の木造建築物を建築するためには、大臣認定をとらざるをえず、その煩雑さが木造利用を阻んでいる。木造建築物の面積制限数値である「3,000m <sup>2</sup> (学校の場合は2,000m <sup>2</sup> )」という面積の規制緩和を提案したものであり、3,000m <sup>2</sup> (2,000m <sup>2</sup> )を変えられない詳しい説明を求める。
意見に対する回答	<p>木造の大規模建築物が火災になると、消火対策が必ずしも容易に実施し得ないだけでなく、火災により建築物が倒壊し、隣接地へ重大な影響を与える危険性が高いことから、大規模建築物の主要構造部に一定の基準を設けたものである。</p> <p>大臣認定についてはこれまでも実施してきた実績はあることから、現実的に困難とは考えられない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 0 6 2 4 0
特例要望事項	特別史跡五稜郭跡内における復元建物に関わる建築基準法適用
意見提出者名	函館市
意見の要点	<p>特別史跡五稜郭跡内に復元を計画している函館奉行所庁舎建物は、1,000m<sup>2</sup>を超える木造建築物となるため、基準法第26条に基づく防火壁を設けなければならない(但し書きの除外規定には該当しない)。当該防火壁を設置せず、当該木造建築物を復元するためには、建築基準法第3条の規定を適用する以外に解決方法はないと考えるが、史跡指定時には存在しなかったため、現行の第3条を適用することができない。</p> <p>このため、当該復元建築物を伝統的工法による忠実な復元により再建するため、建築基準法第3条の規定に基づく適用の除外が可能となるものと扱っていただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>建築基準法第3条第1項は、古くから存在する建築物等については、貴重な文化財として保存し後世に伝え、文化の発展に寄与していくことが重要であることから、限定的に現存する建築物を選び出し、建築基準法令を適用除外とするとした規定である。したがって、条例等の制定時に現存していなかった建築物について第3条第1項の対象とすることはできない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206260
特例要望事項	学校の建築基準の適用除外について
意見提出者名	(株)東京リーガルマインド
意見の要点	学校の天井高が通常の建物よりも高いなどの上乗せ規制は、身体・精神ともにまだ発育が十分でない義務教育課程の学校においては、確かに適用することが望ましいが、人格形成や身体発育の段階がほとんど終了している大学生においては、このような規制は妥当か疑問である。義務教育課程の学校と職業訓練・高等専門教育を施す学校とを同列に扱っている規制は疑問である。
意見に対する回答	大学の教室については、構造改革特区において建築基準法施行令第21条第2項を適用除外とする。 なお、専修学校や各種学校については、現行規定でも建築基準法施行令第21条第2項は適用されないこととされている。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206280
特例要望事項	公安委員会に対し、まちづくり交通規制計画を提出し、その意見が尊重される特例、建築基準法の地下から出口への階段幅の規定に関する基準の緩和
意見提出者名	松山市
意見の要点	「地下街の末端は、当該地下道の幅以上の幅員の出入り口で道に通ずることとしているが、階段幅までは規定していないものである。」という回答について、条文に規定されていないということで、「建築主事の判断で、階段内へのエスカレーター設置の許否を決してよい。」と解して差し支えないか。
意見に対する回答	地下街の末端は、避難安全の観点から当該地下道の幅以上の幅員の出入り口で道に通ずることが要求されており、個別具体的な建築基準関係規定への適合性については、上記の趣旨を踏まえ主事等の判断によることとしている。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206320
特例要望事項	臨港道路についての道路位置指定手続の緩和
提案地方公共団体等名	岡山県
意見の要点	臨港道路を道路用地として登記したことで、道路法による道路と同等の扱いを認めてほしい。
意見に対する回答	<p>臨港道路については、特定行政庁による道路の位置の指定を受け、又は建築基準法第43条第1項の規定による特定行政庁の許可を得ることにより対応可能である。</p> <p>なお、臨港道路を道路用地として登記したことのみをもって道路法による道路と同等に扱うことはできないが、土地所有者等の承諾書、地籍図等をもって道路の位置の指定を受けることにより、建築基準法上、道路法による道路と同等に扱うことができる。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206380
特例要望事項	第一種低層住居専用地域においてコンビニエンスストア等の小売業店舗の立地が認められるよう用途規制を緩和
提案地方公共団体等名	鴻巣市
意見の要点	<p>現用途地域に指定替えをする際、国等が指定替えの基本方針を示しているが、当該方針と相反する用途変更が可能なのか。</p> <p>また、用途緩和型地区計画、特別用途地区、特定行政庁の許可は、地域の特性に応じたきめ細かな事例への対応が困難なことや、手続に多大な時間と労力が必要なこと等により対応策にはなり得ない。</p>
意見に対する回答	<p>用途地域及び特別用途地区に関する都市計画の決定・運用について(平成5年6月25日建設省都計発第92号、建設省都市局長通知)においても、改正後の用途地域への移行方針として、</p> <p>旧第一種住居専用地域の区域については、低層住宅の専用地域としての住環境の保護を図る観点から、第一種低層住居専用地域を定めるものとする。<u>ただし、住民の日常生活の利便から、小規模な日用品販売店舗等の立地もやむを得ない場合に限り第二種低層住居専用地域を定めるものとする。</u></p> <p>としていたところである。</p> <p>なお、当該通知については、都市計画運用指針の策定及び関連通達の廃止について(平成12年12月28日、建設省都市局長通知)により廃止されているところ。</p> <p>また、第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居環境を保護すべき地域であることから、いわゆるコンビニエンスストアのように低層住宅地に必要な日用品を総合的に供給するための比較的小規模な店舗等に限り建築を認めるため、床面積の合計が150㎡以内の店舗等を建築できることとしているところである。</p> <p>第二種低層住居専用地域内に150㎡を超える店舗を建築するに当たっては、地区計画・特別用途地区による都市計画上の位置付け又は特定行政庁の許可により、地域の特性に応じてきめ細かに対応することが適切である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206390
特例要望事項	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の用途地域の規制の緩和
提案地方公共団体等名	横浜市
意見の要点	地区計画や特別用途地区による用途制限の緩和は、地元説明、縦覧行為、都市計画審議会の議決といった手続を経なければならず、最先端の学術・教育分野の変化に柔軟に対応することが困難である。
意見に対する回答	<p>工業地域における学校の建築については、地区計画・特別用途地区による用途制限の緩和や個別の建築計画に対する特定行政庁による許可制度の適用により、対応可能である。</p> <p>なお、工業地域においては、工場一般を集積させるため、環境上の配慮が特に必要な学校等の施設を排除しており、工業地域内に学校を建築するに当たっては、地区計画等による都市計画上の位置付け又は特定行政庁の許可により、地域の特性に応じて柔軟に対応することが適切である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206430、1206470
特例要望事項	建ぺい率、容積率の緩和
提案地方公共団体等名	東大阪市
意見の要点	工業地域及び工業専用地域に建築される工場について容積率及び建ぺい率を緩和する。
意見に対する回答	<p>ご提案の内容は、法第52条第13項や第53条第3項の規定による特例措置によることにより対応することもできるが、それら以外にも、提案者の意見にあるような、工場と住宅が混在した工業地域等については、当該地域にふさわしい準工業地域へ用途地域を変更し、例えば容積率を500%、建ぺい率を80%と指定することにより対応可能である。</p> <p>なお、この場合について、特別用途地区又は地区計画により用途制限を規制・緩和することにより、用途についてもきめ細かく規制・緩和することができる。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206440
特例要望事項	建築基準法第59条の2に規定する総合設計の適用要件の緩和による容積率の緩和
提案地方公共団体等名	岐阜市
意見の要点	<p>建築基準法施行令第136条第3項により総合設計制度が適用される敷地面積の最低規模は特定行政庁が500㎡まで緩和できるとされているが、これを特定行政庁の権限で200㎡程度に緩和できるとされたい。</p>
意見に対する回答	<p>総合設計制度は、敷地内に一定規模以上のまとまった空地を確保するとともに、敷地規模の拡大を促進し土地の有効利用を推進することにより、市街地の環境の整備改善を誘導するものであり、当該制度が適用される建築物の敷地が満たすべき最低基準として、用途地域に応じて3,000㎡、2,000㎡又は1,000㎡以上と定め、さらに特定行政庁が規則によりそれぞれ500㎡まで緩和することができるとしている。</p> <p>なお、地区計画等による容積率制限や斜線制限の特例措置により、ご提案の内容は対応可能である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206450
特例要望事項	貯雪氷庫に関する建築基準法上の建ぺい率および容積率の規制緩和
提案地方公共団体等名	大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会
意見の要点	<p>貯雪氷庫を機械室その他これに類する部分という解釈を特定行政庁が行う保証はない。また、貯雪氷庫は地下1m以下に設けるとは限らない。</p>
意見に対する回答	<p>容積率制限については、建築基準法第52条第13項第1項の規定により、機械室その他これに類する部分に該当する貯雪氷庫について、特定行政庁が許可した範囲内で緩和することができる。なお、貯雪氷庫等建築物の用途により一律に容積率制限を緩和することは、公共施設とのバランスや周辺の市街地環境に支障をきたす恐れがあることから適当でなく、貯雪氷庫を機械室その他これに類する部分とみなすか否かを含めて特定行政庁が判断する許可の手續により行っている。</p> <p>建ぺい率制限については、地階で地盤面上1m以下に設ける場合には、市街地環境への影響が軽微であるため対象から除いているが、地上に設ける場合には、周辺の市街地環境の悪化を招く恐れがあることから、建築物の用途により一律に建ぺい率制限を緩和することは適当でないと考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206520
特例要望事項	建築基準法における防火構造技術基準の適用除外
意見提出者名	長野県
意見の要点	準防火地域内における木造建築物は、ご指摘のように、都市計画区域の変更手続きを行うことにより、可能であるが、歴史的経緯を継承すべき地域によっては、解除が困難な場合がある。
意見に対する回答	防火上の要求性能については、建築物に火災が発生した場合その火災が他の建築物に及ばないよう、地域の防火を図るという観点から、地方公共団体が都市計画で防火地域や準防火地域といった地域区分を決める必要がある。地方公共団体においてこれらの地域区分を見直すことにより関連する規定を適用除外とし、必要に応じて、建築基準法第40条に基づく条例により代替措置を講じることが可能である。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206550
特例要望事項	既存不適格建築物の増改築等の可能な範囲の拡大
意見提出者名	横浜市
意見の要点	建築確認申請上、1棟となる増改築について、増改築部分を除く部分について、建築基準法を遡及しない。
意見に対する回答	建築基準法は建築物等に関する最低基準を定めており、本来全ての建築物に対して適用されるべきところを、既存建築物について増改築等を待たずに直ちに遡及することとするのは厳しいため現行法上特例を設けているものである。したがって、増築等を行う場合は、一定の規定を除いて既存の部分も含めて建築物全体を適法な状態にすべきものであるが、構造基準は、人命に関わる重要な基準であることから適用除外とすることはできない。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206560
特例要望事項	製材、丸太材の使用制限の緩和
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	製材や丸太が建築基準法施行令第46条第2項によって除外されている現状を緩和していただきたい。
意見に対する回答	建築基準法施行令第46条第2項に適合するものとして、壁量計算によらない木造建築物の構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用可能な木材の種類に、一定の安全性が確保できる品質を有することが確かめられたスギ材を追加する。
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1206570~1206600
特例要望事項	建築行政サービスの指定確認検査機関への移行
意見提出者名	(株)京都確認検査機構
意見の要点	争いとは関係ないビューローベリタスジャパン株式会社が共同提案者であり、全国の指定確認検査機関の要望として現れていることから、当外提案に対して、係争に関わりなく具体的に検討し、明確に回答されたい。
意見に対する回答	現在係争中の事項にかかわるものであり、回答を控えさせていただきたい。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1207010
特例要望事項	索道事業の受委託可能範囲の拡大
意見提出者名	小平町
意見の要点	<p>1．小平町が現在自ら運営している索道事業について、現場的業務の委託のみならず事業全体の委託を行いたい旨、要望がなされた。</p> <p>2．これに対して、当省より「索道施設は、自治体が保有した上でこれを民間会社へ貸し付け、索道事業については、鉄道事業法第38条に基づき民間会社へ譲渡を行うこと」により小平町の要望の目的は達成可能と回答したところ。</p> <p>3．しかしながら、小平町より、町が所有する索道施設は、起債による借入れや補助金の交付を受けた行政財産であるため、賃貸借契約を締結することは不可能なため、鉄道事業法において索道事業全体の委託が可能であるか再度意見が提出されている。</p>
意見に対する回答	<p>索道事業の許可は、鉄道事業と同様その事業の有する公益性を鑑み、許可事業者が事業を自ら安全かつ的確に遂行するに足る能力を有するかという人的適格性についての審査を経た上で行うものである。小平町よりいただいている要望は、事業の全てを第三者に行わせようとするものであり、受委託の概念を超え、許可を受けていない第三者に事業の全てを運営させようとするものと解され、鉄道事業法第24条で禁止している名義貸しに該当すると考えられるものであるから、許可制の趣旨に反し、認められないと判断したものである。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208060
特例要望事項	輸出入自動車の回送運行許可期間の延長・申請料の低減化
意見提出者名	千葉県
意見の要点	<p>ふ頭内に限定して回送業の許可(3年)と同様に、回送運行許可期間を3年まで可能と考えられるが、許可期間を1年まで延長する理由が判らない。</p> <p>また、許可期間1年の場合の手数料も併せ設定するということであるが、許可手数料の低減化についてどう考えているか。</p>
意見に対する回答	<p>回送運行許可証及び回送運行許可番号標(以下、「許可証等」という。)については、その業務の状況等に応じた適正な枚数及び最大6ヶ月の有効期間を定め、当該事業者に必要な許可証等を保有させないこととすることや許可証更新時に貸与している回送運行許可番号標の紛失の有無や視認性の確認を行うこと等により、その不正の防止を図ってきているものであるが、今回、不正使用の事例等があまり見受けられないことから回送運行事業者の負担の軽減等を図る観点から全国的に有効期間の延長について検討することとしたものである。</p> <p>なお、許可期間を大幅に延長することは、上記の趣旨に照らし適当ではないと考えている。</p> <p>また、手数料は、特定人のためにする国の事務に対する反対給付として徴収するものであり、国の行政事務に要する「実費を勘案して」(道路運送車両法第102条第1項)設定している。</p> <p>具体的には、回送運行許可にかかる事務経費(人件費、物件費)の合計額を推定許可件数及び平均有効期間で除して1ヶ月単価を算出し、これに有効期間を乗じて回送運行許可手数料を設定している。</p> <p>回送運行許可証の有効期間を一定の期間内で申請者の選択に任せている現行制度では、回送運行許可にかかる事務経費を申請者に公平に負担いただくという観点から、回送運行許可証の有効期間の長い場合に、割引くような手数料額の設定は困難であると考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208070
特例要望事項	公共ふ頭(指定保税地域)内専用車輛の自動車登録不要化
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	<p>車検などの経費や目的税(道路特定財源)である軽油引取税の負担削減のため、公共ふ頭における実状を踏まえ、特定エリアに一般車が混在するか否かの視点ではなく、一般道を走行しない車両は自動車登録不要の視点に切り替え、規制を変更していただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>道路を走行せず、関係者以外の通行を制限(関税法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入りが規制されている)しているふ頭内のみを走行する専用荷役車両には、道路運送車両法は適用されないと解するが、関係者以外の通行制限の状況により、不特定の人や車が自由に通行できるような状態となっている場所は道路(一般の交通の用に供する場所)となり、当該道路において自動車を運行の用に供する場合には道路運送車両法の適用対象となる。</p> <p>道路運送車両法は、車両の運行のために必要な安全性の確保等の観点から適用されるものであり、特別区域内といえども、不特定の人や車が自由に通行できる状態になっており当該区域内を運行する他の一般車両等の安全性を確保する必要がある場所における自動車の運行を、車検などの経費や目的税(道路特定財源)である軽油引取税を理由に道路運送車両法の適用を除外することは困難である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208100
特例要望事項	コミュニティバス運行に関する運賃設定の緩和
意見提出者名	蕨市
意見の要点	乗合バスの運賃設定については、片道普通運賃、普通回数運賃等ごとに上限認可となっているが、いわゆるコミュニティバスについては、収益で賄いきれない経費部分を補助金によって補填を行うものであり、従来の路線バスとは収益確保の点で異なるものであるため、運賃の設定・変更については上限認可ではなく、届出で可能とすべきではないか。
意見に対する回答	ご意見を踏まえ、片道普通旅客運賃について上限の認可を受けて均一制の運賃を実施している一般乗合旅客自動車運送事業者が、新たに普通回数旅客運賃(当該均一制の運賃によるものであって、当該回数を片道普通旅客運賃により利用した場合の合計額を超えないものに限る。)を設定しようとする場合にあっては、当該片道普通旅客運賃の上限の認可をもって普通回数旅客運賃の上限の認可を受けているものとみなし、届出により可能とすることとしている。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208110
特例要望事項	特区における貸切バス事業者の道路運送法20条の適用除外制度
意見提出者名	荒堀新造
意見の要点	<p>貸切バスについては、連泊業務が多く、相当遠方まで行く行程の業務もあるが、その場合の運行管理は乗務員個人の責任において行われているところであることから、多少営業区域を離れても、出庫時に点呼を受けて、営業区域外の輸送を行うことはなんら問題ないのではないかと考えます。</p> <p>また、回答中に「営業区域外の輸送を反復継続して」とあるが、提案目的には反復継続して行うというものは入っていない。</p>
意見に対する回答	<p>一般貸切旅客自動車事業の輸送の安全の確保のためには、運行管理の拠点となる営業所が営業区域内において設置され、そこで適切な運行管理が行われる必要がある。発地及び着地いずれもがその営業区域を離れた輸送行為が行われると、適正な運行管理が行われないこととなり、輸送の安全を確保することが困難になることから、輸送の発地及び発着のいずれもが営業区域外にある輸送を禁止しているものである。</p> <p>なお、事業とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」をいうとされており、以前の回答で「反復継続して」という表現を用いているのは、このことを示すためのものである。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208130
特例要望事項	宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>宿泊者の送迎について、白バス・白タク行為とならない範囲を平成14年度中に明確にするとのことであるが、「構造改革特区推進のためのプログラム」別表2においては、「公共交通機関の利用が困難な地域」等の不明確な条件が付されていることから、条件について明確に回答されたい。</p>
意見に対する回答	<p>具体的な要件等については現在検討中であるが、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない限りにおいて可能である旨を明確にすることとしている。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208230
特例要望事項	自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和
意見提出者名	社会福祉法人 柚の木福祉会
意見の要点	社会福祉法人が一般乗合旅客自動車運送事業者になることは可能か。
意見に対する回答	少なくとも道路運送法上一般乗合旅客自動車運送事業者となることのできる主体は限定されておらず、道路運送法上は、必要とされている要件さえ満たせば、社会福祉法人が一般乗合旅客自動車運送事業者となることは可能である。
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1208240
特例要望事項	道路交通法に関する歩行者規定の緩和
意見提出者名	株式会社ネオテニー
意見の要点	<p>セグウェイは構造として「原動機を用いる身体障害者用車いす」及び「原動機を用いる歩行補助車」に近いものであり、米国内でも近距離の補助として利用されている。このため、「原動機を用いる身体障害者用車いす」及び「原動機を用いる歩行補助車」同様に歩行者と見なすべき。</p>
意見に対する回答	<p>道路運送車両法において、身障者用車いすは、身障者の肢体の動作を補完する義肢的役割を果たすものとして身障者と一体的なものと考えられる。この車いすに原動機（50cc以下又は0.6KW以下のもの）が装備された場合においても、車いすの外形を備え、かつ、身体障害者の肢体の動作を補完する機能を有するものにおいては、その形態、機能等からみて、いわば身障者のための義肢類似のものとして一体的に歩行者として扱うことが適当であるため、道路運送車両法の規制の対象外に置かれている。</p> <p>ご提案のセグウェイは健常者が陸上を移動させることを目的とした原動機付の用具であり、身体の一部と考えることはできない。</p> <p>このため、出力に応じ「自動車」又は「原動機付自転車」として解することが適当である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1205210
特例要望事項	
意見提出者名	岐阜市
意見の要点	許可を受ける際、許可後の利用状況の変化や周辺駐車場の料金変動を加味して、一定程度の幅を持って額を定め、その範囲内にあつては料金変更許可の手續の簡略化を図るもの。
意見に対する回答	<p>道路整備特別措置法に基づく駐車場の料金については、借入金等の債務を利用者の負担でまかなうこととしており、法令の規定に基づき、利用状況の推計によって一定の料金徴収期間内で債務の償還が図れる額としなければならない。また、国は駐車場の新設等に当たって無利子資金の貸付等を行っており、無利子貸付金は料金収入から返済を受けており、国の無利子貸付金が確実に償還されるかどうかといった点からの審査も必要である。</p> <p>駐車場の料金の額は、30分から1時間等の単位時間当たりの料金(以下「基本料金」という。)と定期料金や割引料金等の特別料金から構成されているが、駐車場の整備は路上駐車解消を目的としていることから、時間駐車の利用、すなわち基本料金によって駐車場の新設又は改築等に要する費用の償還が可能となるよう料金の額を決定している。</p> <p>より具体的には、駐車場の新設又は改築等に要する費用の合算額を前提とし、一台当たりの平均駐車時間、利用台数(回転率)及び料金徴収期間(道路管理者が設置する場合には供用開始日から25年間)で償還できるよう、基本料金の額の決定を行っている。</p> <p>幅を持った料金の額とするとしても、料金の額を引き下げる時期が未定であり、その引き下げに見合った不足額の確定もできず、結果として、費用の償還が困難なものになるおそれがあり、制度の根幹に関わることから認められるものではない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209020
特例要望事項	海上運送法第21条の旅客不定期航路事業の乗合旅客輸送禁止の規制緩和
意見提出者名	高場 信行
意見の要点	<p>離島航路事業の現状が、離島住民のニーズに対応できていないと考えます。国も事業者も、離島生活者の利便を最優先に考えた方策をとるべきです。</p> <p>離島住民の需要に応えるものは、柔軟な運航が可能である不定期航路事業だと考えます。</p> <p>離島航路整備法に基づく国庫補助航路を保全するための方策としてクリームスキミングを排除しようとする施策は、競争原理を排除するものであり、既存の事業者が規制にあぐらをかくような事態を起こす恐れがあります。規制にあぐらをかくような事業者(性悪者)は排除できるような方策が可能となれば、離島航路は離島住民のための航路として再生する、と考えます。特区内のみならず、全国的に取り組んで、構造改革の一旦を担うことを望みます。</p> <p>従って、特区のみの規制緩和が難しいならば、海上運送法上、旅客不定期航路事業の乗合禁止の適用除外項目に、離島振興・活性化のための航路として特定される航路も付け加えるよう法改正(規制緩和)を望みます。</p> <p>また、本要望は、地方自治体との連携が取れない状態にあるが、このような場合の対処法についても、お教え願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>海上運送法においては、乗合旅客運送を行う一般旅客定期航路事業に対して、運航ダイヤを定めた船舶運航計画の届出(第6条)「天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠ってはならない。」(第14条)と定期運航を義務付けています。</p> <p>これは乗合旅客に対する利用者利便を確保する観点から設けられている規定です。</p> <p>乗合運送についてダイヤの定めのない旅客不定期航路事業では利用者利便を損なう恐れがあるため、一般旅客定期航路事業によるサービスの提供を求めているところです。</p> <p>また、旅客不定期航路事業による乗合旅客運送の禁止とは、競争原理を排除する施策ではなく、適正な競争環境の整備のための措置です。一般旅客定期航路事業者の航路に、旅客不定期航路事業者が乗合運送を行うと、旅客不定期航路事業者は時刻表に縛られることがないため利用者が少ない場合は運航しないことが可能であり、また一般旅客定期航路事業者の旅客を横取りすることも可能になり、一般旅客定期航路事業者が不利な条件下におかれるため、定期航路事業の経営に悪影響を及ぼし、定期航路の維持が出来なくなるなど、結果として利用者利便が確保できなく恐れが生じるために設けられた措置です。</p> <p>現行の制度は、需給調整規制を廃止して、一般旅客定期航路</p>

	<p>事業者の参入を自由化し、事業者同士の適正な競争によってサービスを向上させ、利用者利便を確保しようとするものです。</p> <p>なお、イベント期間中の団体客や観光客等の輸送は、旅客不定期航路事業によっても可能です。</p> <p>また、旅客定員 12 名以下の非旅客船で行う不定期航路事業によっても可能です。</p>
当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	1209030
特例要望事項	カボタージュ（国内輸送）に係る規制（自国運送業者への留保）の緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スーパー中枢港湾の指定における港湾コストの三割削減のためには、日本籍船による内航フィーダーネットワークの促進が肝要</li> <li>・ 国際トランシップ貨物の取り扱い増のためには、外国籍船による国際フィーダー輸送が必要</li> <li>・ 東京港と国内他港間フィーダー輸送が活発化することは日本の港全体の活性化に寄与する。</li> <li>・ モーダルシフトに資するものである。</li> <li>・ 一部に限定的に規制を解除している実例があり、それを拡大することは可能。</li> </ul>
意見に対する回答	<p>航路や船舶、輸送貨物などを限定したとしても、カボタージュ規制の緩和は安全保障の問題や国家間における相互主義等の問題に影響を与えることは同様です。</p> <p>「東京港と国内他港間のフィーダー輸送が活発に行われ」、「日本の港全体の活性化、モーダルシフトの推進に寄与する」とされていますが、モーダルシフトを推進することが重要であるにしても、安全保障の問題は最優先の事項と考えています。</p> <p>また、たとえ外国籍船で行ったとしても、ドア・ツ・ドアの</p>

	<p>また、たとえ外国籍船で行ったとしても、ドア・ツー・ドアのきめ細かいサービスを提供でき、積み替えが便利であることなどに起因するトラック輸送が優位性を有すると考えられます。</p> <p>従って、たとえ外国籍船の沿岸輸送を認めたとしても、ご指摘のような効果は見込まれないと思料されます。</p> <p>なお、「スーパー中枢港湾」は、「わが国経済の活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」に述べられているとおり、日本籍船による内航フィーダー輸送ネットワークの促進を目指すものであり、外国籍船によるフィーダー輸送は想定されていません。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>国土交通省</p>

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209030
特例要望事項	国際海上コンテナの外国船籍による国内二次輸送の容認について
意見提案者名	福岡県・福岡市
意見の要点	<p>博多港を近隣諸国からハブ機能を取り戻すための国際海上コンテナ積み替え港として特区指定した後、以下の条件を満たす貨物輸送につき、我が国の内航海運の権益を侵すものではないという調査を国土交通大臣が実施し、船舶法第3条の適用除外として限定的に指定してもらいたい。</p> <p>輸出入貨物の荷姿がコンテナなど積み替えを前提としたものであること</p> <p>我が国の輸出入を行う港で、通関処理、船荷証券の発行など一連の処理が既に行われていること。</p> <p>貨物の輸出入の積み替え地いわゆるハブが釜山港や高雄港など既に海外にあること</p> <p>我が国の中のフィーダー船、博多港で積み替えた後、第3国に向かう母船とも同じ運航者の運航によること。</p>
意見に対する回答	<p>「内航海運市場を外国船(「外国籍船」をご指摘と思われま</p> <p>す。)に開放することは、安全保障や国家間における相互主義等の問題に影響を与えることになり、それはご指摘の条件のとおりの範囲を限定したとしても変わりはありません。</p>

	<p>なお、博多港にハブ機能を取り戻すために、カボタージュ規制の緩和を求めています。同様にハブ機能を持っている釜山を擁している韓国もカボタージュを原則禁止していることに鑑み、港湾のハブ機能の向上とカボタージュは関連がないと考えています。</p>
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209060
特例要望事項	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>航海実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した実歴を持つ船長が日本船舶又は日本の法人が傭船した船舶(期間傭船を除く。)を運行する場合に限り、水先人を乗船させることが免除される。)の創設当時は、国内を航行する船舶は日本籍が主流であったが、現在は日本の航路について十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜置籍船)を期間傭船して運航することが主流となっている。</p> <p>そもそも水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、航路監視システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、邦船社・外船社を問わず、強制水先の必要な船舶の見直しを求めるものである。その際、実歴について、水先法の「当該港または、当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認めるもの」という条件設定に関し、現行の4回が不十分であれば回数を増やす等により強制水先制度の緩和を図ることは可能ではないか。</p> <p>こうした提案に応じられないとした場合であっても、日本の法人が傭船する期間傭船が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実態から、「(期間傭船を除く。)」との規定を削除すべきである。</p> <p>その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。</p>
意見に対する回答	<p>日本籍船については、船長以外にも、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が、我が国の法制度に則って、確実に乗組み、定められた方法・体制で航海当直を実施しています。このため、日本籍船については、こうした我が国の法制度に基づく船舶全体の安全運航体制を基礎とした上で、一定の経験を有する船長が乗組んでいる場合には強制水先の免除を認めています。</p> <p>一方、外国籍船については、船員の配乗・管理等が全て我が国の法制対象外であるため、船長をはじめとする船舶職員全員が我が国の海事法令等を熟知し、我が国の法令に基づく安全体制の下で組織的に運航される日本籍船と異なり、安全レベルの確保に制度的な保証がありません。</p> <p>従って、ご提案のように、船長が一定回数以上の航海従事経験があったとしても、外国籍船では、乗組員全体の安全レベルや、船長が有する我が国の海事法令等に関する知識レベルなどについての制度的保証がなく、水先人に替わる安全レベルは確保できません。</p> <p>また、近年においては、我が国の船社が、外国籍船を、当該外国で船員を配乗した上で用船する場合(注:こうした用船形態を「期間用船」という。)が多いが、期間用船された船舶の船内運航体制は、当該外国の法令に基づくものであり、我が国の法制の対象外であります。</p> <p>実態としても、このような期間用船の場合、外国で船員配乗を行うため、船員全員が外国人というものが殆どであり、日本人船長が</p>

	<p>乗船する外国籍船舶を期間用船して運航することが主流となっているという東京都の指摘は事実誤認です。</p> <p>このように、当該期間用船された外国籍船舶（便宜置籍船）については、日本籍船と異なり、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が確実に乗組んでいるとは言えず、船舶に乗組む船員全体による安全確保に制度的保証がありません。</p> <p>また、外国籍船舶に我が国の法制度を適用させるといったような、船舶に乗組む船員全体による安全確保のための代替措置も実現不可能です。</p> <p>いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものですが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直しを進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置（注：船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。）したところ です。 引き続き、15年度内に必要な見直しを行うこととしています。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209060
特例要望事項	強制水先の必要な船舶の見直し
意見提出者名	山口県下関市
意見の要点	<p>外国籍船について、船舶に乗組む船員全体による安全確保に制度的保証がないことについて、本市としては、当該安全確保の制度的保証として、1994年5月改正のSOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)に基づくIMO(国際海事機関)採択のISMコード(国際安全管理コード)に則ったSMS(安全管理システム)を構築、文書化等をし、旗国政府の審査を受け認証を取得した上で、会社にはDOC(適合証書)を、船舶にはSMC(安全管理証書)を備えるというシステムが該当すると考えます。</p> <p>水先人の支援なく、輻輳水域で各船舶間でのコミュニケーションを図りつつ、安全運航を確保することは困難であることについて、下関に入港する定期航路は、釜山港との間を毎日就航するフェリー航路をはじめ、韓国、中国等東南アジアとの間を、少なくとも2週間に1回以上、まさにシャトル便のごとく入港している。そのためその船長は、下関港を含む関門海峡の水域特性や航行環境を良く把握しております。</p> <p>本市としては、船長に一定回数以上の入港経験があり、当該水域の航行環境を熟知していることを前提とすれば、基本的には全て船長の指揮下において船舶は運行することから、船長等指揮権を持つ船舶職員が日本語又は英語によるコミュニケーションが可能であれば、必ずしも強制的な水先人の支援を求める必要はないと考えております。</p>
意見に対する回答	<p>日本籍船については、船長以外にも、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が、我が国の法制度に則って、確実に乗組み、定められた方法・体制で航海当直を実施しています。このため、日本籍船については、こうした我が国の法制度に基づく船舶全体の安全運航体制を基礎とした上で、一定の経験を有する船長が乗組んでいる場合には強制水先の免除を認めています。</p> <p>一方、外国籍船については、船員の配乗・管理等が全て我が国の法制対象外であるため、船長をはじめとする船舶職員全員が我が国の海事法令等を熟知し、我が国の法令に基づく安全体制の下で組織的に運航される日本籍船と異なり、安全レベルの確保に制度的な保証がありません。</p> <p>従って、ご提案のように、船長が一定回数以上の航海従事経験があったとしても、外国籍船では、乗組員全体の安全レベルや、船長が有する我が国の海事法令等に関する知識レベルなどについての制度的保証がなく、水先人に替わる安全レベルは確保できません。また、内航貨物船、旅客船、タンカーなど様々な船舶が輻輳する水域では、船舶の操船指示にあたる船長(又は水先人)自らが、対向船舶や併走船舶、横切船舶などの動静に応じて船舶相互で無線通信により連絡調整を図りつつ、直ちに船舶間の優先順位を判断・整理し、回避動作等を行わなければならない、単に日本語の会話能力のある者が乗組んでいたとしても、水先人に替わる安全レベルは確保できません。</p>

	<p>さらに、ご提案のあったS O L A S条約に基づくI S Mコードの趣旨は、船舶・陸上を含めた全社的な「安全管理システム」の構築であり、輻輳水域での安全操船能力の確保とは無関係です。</p> <p>いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものですが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置（船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。）したところです。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしています。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209080
特例要望事項	強制水先の必要な船舶範囲(対象船舶の大きさ)の見直し
意見提出者名	横浜市
意見の要点	横浜川崎区における強制水先対象船舶の見直しについては、平成17年度までに、1万トン以上への緩和を検討するとのこと回答ですが、特区として検討期間の短縮と早期実現を是非お願いします。
意見に対する回答	<p>横浜川崎区における強制水先の対象となる船舶の範囲については、平成11年に操船シミュレータ実験等による安全面の十分な技術的検証の結果に基づいて、従来300トン以上の船舶から、3000トン以上の船舶へと規制の緩和を実施したところであり、現時点においては、当該水域における港湾整備の状況等に大きな変化はなく、10000トン以上への緩和は困難です。</p> <p>しかしながら、横浜港では、平成17年度を最終年次とする港湾計画に基づいた港湾整備が推進されているところであり、当該整備の完成により船舶交通の状況等に大きな変化があることも予想されることから、港湾整備の進捗状況等に合わせ、この港湾計画の最終年次である概ね平成17年までに、再度1万トンへの緩和について検討することとしており、このため、昨年6月、関係港湾管理者を含めた船舶交通流モニタリング委員会を設置したところです。</p> <p>従って、当該水域が特区となったとしても、同計画に基づく港湾整備が前倒しで実現するものではないうえ、強制水先の対象船舶の範囲の見直しは、特区であるか否かに関わらず、港湾整備等による当該水域における船舶交通の状況変化に関する分析や新たな交通状況下での操船シミュレータ実験等による安全面の十分な技術的検証に基づいて実施されるものであることから、当該水域が特区となったとしても、前述の検討スケジュールの前倒しや、こうした安全面の検証を無視した規制の緩和を行うことは困難です。</p> <p>いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものですが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところです。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしています。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209090
特例要望事項	水先料金制度の見直しの早期前倒し実施 (水先料金制度の弾力的・効率的運用)
意見提出者名	横浜市
意見の要点	水先料金については、本年1月に見直しの第1次措置がなされ、引き続き必要な見直しを行うとのことですが、更なる料金制度の見直しを早期前倒し実施していただくようお願いします。
意見に対する回答	水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところです。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしています。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1209100
特例要望事項	神戸港を起終点とする観光船への外国人乗組員(運航要員を除く)の採用
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<p>国際観光を強みとする港の観光船において、国際交流を促進し、みなと観光を活性化するため、観光船のサービス要員に外国人を雇いたいと考えている。</p> <p>出入国管理及び難民認定法では、申請により在留資格における活動を阻害しない範囲内で、報酬を受ける活動を行うことが認められ、在留資格が「留学」或いは「就学」の学生が陸上の分野で、1日4時間を限度にサービス業務などの「資格外活動」を行うことが認められている。</p> <p>しかしながら、船上においては、国土交通省通達により外国人が就労できる職種が限定されサービス業務は対象とされていない。</p> <p>神戸港を起終点とする観光船は、2時間程度で就航していることから、留学生及び就学生が客船においてサービス業を行い報酬を得たとしても在留資格における活動を阻害するとは考えられないことから、神戸港を起終点とする観光船における外国人乗組員(運航要員を除く)の就労可能な職種について緩和をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>「客船における外国人船員の受入れについて(平成2年9月21日付海労第327号)」においては、エンターテナー等を例示した上で、「専門的な技術・技能又は知識を生かして就職する者で陸上において受け入れられているもの」、つまり出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格が与えられる者については、既に客船において外国人船員の受入れを認めているところです。</p> <p>また、「留学」等の在留資格者であって資格外活動許可を受けたものについても、許可の範囲内で客船においてアルバイト活動を行うことができる旨運用の明確化を図るため、平成15年度中に上記通達を改正することとします。</p> <p>なお、「人文知識・国際業務」の在留資格が与えられた者については、客船においても就業することが現行制度上可能である。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1210030
特例要望事項	公有水面埋立地の権利設定の承認手続きの簡素化(公有水面埋立法第27条)
意見提出者名	横浜市港湾局港湾整備部企画調整課企画係長 鈴木健一
意見の要点	プログラムにおいて、「特区においては、その趣旨・目的に沿うような公有水面埋立地の用途変更や権利設定に関する大臣協議の処理期間が、現行受理から通知まで約1月要しているところを約2週間で処理する」との手続きの簡素化が図られるとのことですが、地方分権を推進し、当該港湾の実状に応じて、土地の流動化・臨海部の活性化を図る観点から、大臣協議を不要とし、その代替として報告事項に変更していただきたい。
意見に対する回答	大臣協議を報告とすることは、既に処分がなされた後となり、許可処分の是正をすべき場合においても経済的、物理的な面から是正が不可能な場合もあり困難である。 しかし、特区内の港湾においては、許可が必要な制限期間を10年から5年に短縮することを措置する。
担当省庁名	国土交通省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 1 0 0 7 0
特例要望事項	公有水面埋立地の用途変更の承認手続きの簡素化(公有水面埋立法第29条)
意見提出者名	横浜市港湾局港湾整備部企画調整課企画係長 鈴木健一
意見の要点	<p>プログラムにおいて、「特区においては、その趣旨・目的に沿うような公有水面埋立地の用途変更や権利設定に関する大臣協議の処理期間が、現行受理から通知まで約1月要しているところを約2週間で処理する」との手続きの簡素化が図られるとのことですが、地方分権を推進し、当該港湾の実状に応じて、土地の流動化・臨海部の活性化を図る観点から、大臣協議を不要とし、その代替として報告事項に変更していただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>大臣協議を報告とすることは、既に処分がなされた後となり、許可処分の是正をすべき場合においても経済的、物理的な面から是正が不可能な場合もあり困難である。</p> <p>しかし、特区内の港湾においては、許可が必要な制限期間を10年から5年に短縮することを措置する。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1210080
特例要望事項	特定重要港湾における一定規模以下の面積のものの埋立免許の大臣認可からの除外(公有水面埋立法施行令第32条第1号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示)
意見提出者名	横浜市港湾局港湾整備部企画調整課企画係長 鈴木健一
意見の要点	<p>公有水面の埋立てに際し、地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立てについては大臣認可が不要となっていますが、横浜港のような特定重要港湾では、規模の例外規定がないため、他の港湾に比べて手続きに要する期間が長くなることや大臣認可が得られず結果として不免許になる可能性もあることから、埋立事業者の事業計画等が立案しにくく、特定重要港湾での埋立てを避けるなど、臨海部の産業活性化を図る上で支障となっています。</p> <p>また公有水面の埋立てに際しては、地方港湾審議会並びに地方議会の意見を踏まえて実施する規定により、既に十分な審査を経る手続きとなっているとともに、ごく小規模な埋立が国政に与える影響は事実上ほとんど無いものと考えますので、そのような範囲内においては、地方分権を促進する趣旨からも、大臣認可を不要とするなどの見直しを再度ご検討願います。</p>
意見に対する回答	<p>特定重要港湾は、「国の利害に重大な関係を有し」、かつ、「国際海上輸送網の拠点として特に重要な」港湾と位置付けられ、全国の千以上ある港のうち東京港、横浜港、神戸港等の22港であり、外貿コンテナ貨物量の約96パーセントを取り扱っており、我が国の産業活動や国民生活を支える特に重要な港湾である。</p> <p>このように、国家経済に直接係る港湾であることから、特定重要港湾については、港湾政策上・外航海運政策上以下の措置を講じている。</p> <p>港湾整備事業の実施に当たっては、特定重要港湾に重点的な投資を行うとともに、特に重要な港湾施設については、国直轄で実施する他、国の負担率の嵩上げも行っている。</p> <p>入港料について、我が国の外航海運政策等に大きな影響を及ぼすことから、国の同意にかからしめ、その決定に当たっては公共の利益を確保し、公平かつ合理的な決定を行う観点から運輸審議会に付議することとされており、より慎重な取扱いを行っている。</p> <p>このため、特定重要港湾内の公有水面を埋立てることは、港湾の貴重な利用水域を狭ばめることとなり、船舶の航行等港湾機能に大きく影響を与えることから、大臣が国における特定重要港湾の役割り・置かれている立場に鑑み、客観的、広域的な見地から総合的に検討し、判断することが必要である。</p> <p>したがって、たとえ特区であっても、認可対象を縮小することはできない。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1210090
特例要望事項	老朽化護岸を改修するための公有水面埋立法の運用緩和
意見提出者名	横浜市企画調整部企画課 鍋田
意見の要点	護岸補修工事における構造上、最低限必要な張り出し行為については、公有水面埋立法に基づく埋立行為とならないよう、取り扱いを改めたい。
意見に対する回答	既設護岸と機能上一体不可分の範囲において、補修する構造上必要最小限の前だしについては、基本的には、免許権者(港湾管理者)により判断されるべきと考えるが、本件については、埋立免許取得まで要しないと考えられる。
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 1 0 1 4 0
特例要望事項	臨港地区における構築物規制の弾力化
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	工業港区の一部において、リサイクル施設の建設を認める。
意見に対する回答	<p>当該リサイクル施設が、横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第2に規定する「原料または製品の一部の輸送を海上運送または港湾運送に依存する製造事業またはこれに関連する事業を営む工場」に該当するものであれば、当該条例による規制に関しては、もとより工業港区に立地可能なものとする。</p> <p>なお、さらに個別・詳細な内容についても、必要に応じて、適宜、ご相談頂きたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 1 0 1 5 0
特例要望事項	臨港地区における構築物規制の弾力化
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	工業港区の一部において、リサイクル施設の建設を認める。
意見に対する回答	<p>当該リサイクル施設が、横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第2に規定する「原料または製品の一部の輸送を海上運送または港湾運送に依存する製造事業またはこれに関連する事業を営む工場」に該当するものであれば、当該条例による規制に関しては、もとより工業港区に立地可能なものとする。</p> <p>さらに個別・詳細な内容についても、必要に応じて、適宜、ご相談頂きたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 1 1 0 1 0
特例要望事項	空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制緩和
意見提出者名	神奈川県商工労働部京浜臨海部対策課
意見の要点	羽田空港のB滑走路の川崎側については、通常の飛行ルートが設定されておらず、全国的にもまれなケースであるので、特区において先行的に実施すべき地区である。
意見に対する回答	<p>進入表面は、通常の離着陸のみならず、例えば進入中の航空機が着陸できないと判断して復行するような場合も含めて安全性が担保されるよう設定されるものであり、飛行ルートの有無に関わらず、滑走路の両側に設置する必要がある。なお、羽田空港のB滑走路の川崎側については、既に飛行ルートが設定されている。</p> <p>また、「特区において先行的に実施すべき」との意見であるが、平成14年9月25日付で構造改革特区推進室のHPにて既に公表しているとおり、制限表面による物件の制限等は、空港に離着陸する航空機の安全を確保し、乗客、乗員、空港周辺住民等の生命、財産を守るための重要かつ不可欠の安全規制であり、国際標準に基づき、全国的に同一の基準により実施されているものである。仮にこの制度について特区の特例を設けた場合には、特区内の住民の生命、財産のみならず特区外の乗客、乗員、住民等の生命、財産をも航空機事故発生の危険性がより高まった状態にさらすこととなり、当該弊害を特区の地方公共団体の責任において防止することは不可能である。したがって、全国的基準のあり方全体について結論が得られていない段階で、特区において先行的に実施することはできない。</p> <p>なお、全国的基準のあり方全体については、現在、外部有識者による「制限表面の見直しに関する調査検討委員会」で専門的・技術的観点から広範囲な調査検討項目についてご議論いただいているところであり、同委員会の結論を得るにはなお一定のお時間をいただきたい。</p>
担当省庁名	国土交通省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1 2 1 4 0 1 0
特例要望事項	危険物荷役・運送許可申請の休日受付の実施
意見提出者名	千葉県
意見の要点	土、日、祝日の危険物荷役許可申請が不可能であるということであれば、現行の期間変更手続きと同様に、使用岸壁の変更についても隣接する危険物荷役可能な岸壁に限定して、変更手続き処理にできないか。
意見に対する回答	使用岸壁を変更する場合は、危険物荷役にかかる安全対策について、各岸壁毎にその適正さを審査する必要があることから、専門的知識を有する職員による安全対策にかかる実質的な審査を経ることなく、既に受けた危険物荷役の許可の変更として取り扱うことは、困難である。
担当省庁名	国土交通省